

安全関係の特別規則の趣旨と概要、統合の可能性

浅田 和哉

2020年11月25日

はじめに

1 対象とする安全関係の特別規則

労働安全衛生法(昭和47・6・8 法律57号)に基づき制定された安全関係の規則は、労働安全衛生規則(昭和47・9・30 労働省令32号)以外に次の3本の独立した特別規則がある。これらの安全関係の特別規則は、いずれも特に危険な作業を必要とする機械等として製造、使用等に関する最も厳格な規制が課せられた特定機械等に関する規制を定めたものである。

- (1) ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47・9・30 労働省令33号)
- (2) クレーン等安全規則(昭和47・9・30 労働省令34号)
- (3) ゴンドラ安全規則(昭和47・9・30 労働省令35号)

2 主な論点

上記の3本の安全関係の特別規則ごとに、それぞれ次の主要論点について考察する。

- (1) 各規則制定の背景・経緯及びその後の主な改正点
- (2) 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則(昭和47・9・30 労働省令32号)との関係
- (3) 各規則の基本構造・体系の共通性等
- (4) 定義・範囲
- (5) 適用の対象、適用の除外・特例・例外等
- (6) その他

I 各規則制定の背景・経緯及びその後の主な改正点

1 ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47・9・30 労働省令33号)

(1) 明治維新後から汽罐取締令の制定まで

明治維新後の近代工業の急速な発展に伴い、動力源、熱源としてのボイラー(汽罐)の需要は急増し、その設置数も大幅な増加を見た。この結果、内部に高圧の流体を保有し破裂時にはその急激な膨張により甚大な被害をもたらす危険性を有するボイラーの破裂事故も多発し、その防止が喫緊の課題となった。

ちなみに、わが国で最初のボイラー災害は、明治3年7月5日に鉄砲州(現在の東京都中央区湊)の波止場で、アメリカの蒸気船シティ・オブ・エド号の汽罐が破裂して官員10人、町人5人、外国人6人が即死し、最終的には47人が死亡し、80人が負傷した大惨事であったといわれている¹⁾。

当初、明治30年の工場法案には、第7条に「工場ニ汽罐ヲ設置セントスル者ハ當該官廳ニ届出デ検査ヲ受クルベシ。前項ノ検査ハ定期又ハ臨時ノ検査ニ合格セザル

「汽罐ハ之ヲ使用スルコトヲ得ズ。」の条文案があったが、中小事業主の強い反対を受け、この法案は議会に提出することができなかった²⁾。なお、明治44年に制定された工場法(明治44・3・29 法律46号)には、上記第7条の条文案は削除され、ボイラー等の工場設備の規制は第13条の規定「行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附属建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得」に基づく命令委任に委ねられた。また、工場法(明治44・3・29 法律46号)は、大正5年9月1日から施行されることとなった。

明治期におけるボイラーの規制については、各府県の条例として別々に取締規則を設けて取締りが行われてきた。しかし、その内容は概括的で設備に関する標準も規定されず、同種のボイラーに対しても府県が異なれば規制も異なる等、ボイラーの製造者、設置・使用者にとって大いに不便・不利であるとともに、産業の健全な発展にも支障をきたしていた。これを裏付けるものとして、大阪工業懇話会、工場安全研究会、警視庁、東京工場協会、神奈川県等の府県、工場団体、製作者、汽罐保険会社、海事協会等からなる原動機取締規則統一促進協議会が汽罐に関する統一的な取締規則の制定を求める建議書を昭和6年2月26日に内務省社会局に提出したことが挙げられる。その建議書には「近時我国産業における各種汽罐、蒸罐の利用急増に伴い、依って生ずる災害亦多きを見るに至れり。之が取締の安全を期するは最も緊要のことに属す。然るにその取締の現状を見るに、未だ汽罐に対して、一定の規格標準なく、各府県夫々其取締方針を異にするの結果災害防止上遺憾の点多きのみならず、製作者並びに使用者の不利不便亦是少なからず。汽罐・蒸罐の規格標準を一定し、統一せる取締規則を制定するは産業の健全な発展を期す上に於て、実に目下の急務と認められる。依って之が実現に関し速やかに適當の方法を講ぜられんことを望む。右建議す。」と記されていた。

この状況を踏まえて、漸く汽罐取締令(昭和10・4・9 内務省令20号)が昭和10年に制定され、昭和10年5月1日から施行された。また、汽罐取締令第25条に基づき、汽罐の構造要件として汽罐構造規格(昭和10・4・9 内務省告示204号)が制定され、汽罐の材料、汽罐の構造(安全弁を含む)及び強度計算(安全弁の総面積を含む)が規定された。

汽罐取締令には罰則が規定されていること等から、汽罐取締令は上位の法規範の委任を受けた命令ではなく、大日本帝国憲法(明治22・2・11)第9条本文「天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム」に基づいて定められた独立命令と位置付けられる。なお、汽罐取締令に定める罰則は、罪刑法定主義(大日本帝国憲法第23条「日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ」)との関係が問題

になるが、これについては、法律「命令ノ条項違犯ニ関スル罰則ノ件」(明治23・9・18 法律84号)に「命令ノ条項ニ違犯スル者ハ各其ノ命令ニ規定スル所ニ従ヒ二百円以内ノ罰金若ハ一年以下ノ禁錮ニ処ス」の規定が独立命令を含む命令に科罰規定を設ける法律上の根拠となる。

汽罐取締令の概要は次のとおりである。

- ① 規制対象として汽罐（現行の「ボイラー」に相当）の要件（制限圧力・水頭圧、内径・長さ、伝熱面積等）及び適用除外を定める（第1条～第4条）。
- ② 汽罐を設置しようとする者は地方長官の設置許可を受けなければならない（第5条）。
- ③ 汽罐は地方長官による罐体検査（現行の「構造検査」に相当）に合格しなければ設置が禁止される。なお、罐体検査に合格した証として、汽罐に刻印を付すとともに罐体検査済の汽罐明細書が交付される（第6条、第7条）。
- ④ 汽罐は設置工事竣工後に地方長官による竣功検査（現行の「落成検査」に相当）を受けなければならない。竣功検査の合格時に交付される有効期間1年の汽罐検査証（現行の「ボイラー検査証」に相当）がなければその使用が禁止される（第8条、第9条、第11条）。
- ⑤ 汽罐の一定箇所を変更するときは地方長官の変更許可を受けて地方長官による変更検査（現行の「変更検査」に相当）に合格しなければその使用が禁止される（第10条～第12条）。
- ⑥ 有効期間満了後も引き続き汽罐を使用しようとするときは地方長官による更新検査（現行の「性能検査」に相当）を受けなければならない。なお、指定保険業者（現行の「登録性能検査機関」に相当）の保険に付しその汽罐検査員による検査を受けるときは更新検査を省略できる（第13条、第14条）。
- ⑦ 汽罐の検査を受ける場合の汽罐設置者の遵守事項を定める（第15条～第18条）。
- ⑧ 汽罐の使用の廃止及び休止の手続き（現行の「廃止報告」及び「休止報告」に相当）を定めるとともに、休止した汽罐を再び使用しようとするときは再使用検査（現行の「使用再開検査」に相当）を受けて合格しなければその使用が禁止される（第19条）。
- ⑨ 汽罐に事故が発生したとき、地方長官に汽罐事故報告（現行の「事故報告」に相当）を届け出なければならない（第20条）。
- ⑩ 汽罐設置者は地方長官の認可を受けて汽罐管理人を選任することができる（第21条）。
- ⑪ 地方長官は所属官吏に臨検させ、汽罐設置者に汽罐の除害・予防措置又は

使用制限・禁止の命令を発し、許可の取消しを行うことができる（第 22 条～第 24 条）。

- ⑫ 汽罐は告示で定める構造上の要件（現行の「構造規格」に相当）を具備しなければならない（第 25 条）。
- ⑬ 汽罐室（現行の「ボイラー室」に相当）は安全確保のための一定の設備上の要件を具備しなければならない（第 26 条～第 30 条）。
- ⑭ 汽罐士免許（現行の「ボイラー技士免許」に相当）を受けた汽罐士（現行の「ボイラー技士」に相当）でなければ汽罐の取扱いが禁止される。これに伴い、一級・二級汽罐士免許の資格要件、一級・二級汽罐士試験（現行の「ボイラー技士免許試験」に相当）、受験・交付等の手続きを定める（第 31 条～第 38 条）。
- ⑮ 汽罐設置者は汽罐の伝熱面積に応じて一級汽罐士又は二級汽罐士のうちから汽罐取扱主任者（現行の「ボイラー取扱作業主任者」に相当）を選任し、汽罐に関する一定事項に従事させなければならない（第 39 条、第 40 条）。
- ⑯ 各種検査を受検し、汽罐士試験を受験し、汽罐士免許の交付・再交付を受けようとするときに納付すべき手数料を定める（第 41 条～第 43 条）。
- ⑰ 上記の各義務規定に対する違反、臨検の拒否等について、罰金、科料、拘留の罰則を定める（第 44 条～第 48 条）。

ボイラー等の規制について、各府県の汽罐取締規則から汽罐取締令への主要な変更点は、以下のとおりである。

- (i) 汽罐の検査を汽罐本体の罐体検査と汽罐設置状況の竣功検査に分離し、罐体検査に合格した汽罐の取引の安全が確保されるようになったこと
- (ii) 汽罐の構造上の要件として全国統一的な規格を整備したことにより、取締の合理化と汽罐製造業者の負担軽減が図られたこと
- (iii) 警視庁と大阪府にのみあった汽罐士の制度を全国に導入し、汽罐取扱いにおける人的資質の安全が確保されるようになったこと
- (iv) 汽罐の検査、汽罐士の試験・免許に手数料の制度を導入することにより、検査係官の充実等取締りの体制の整備が図られるようになったこと

この汽罐取締令の制定により、ボイラー等の規制の主要なフレームワークはほぼ網羅されたと見ることができる。

(2) 労働基準法に基づく労働安全衛生規則の制定まで

汽罐取締令は改正されることなく、戦後まで続いた。昭和 21 年に大日本帝国憲法(明治 22・11・29)が日本国憲法(昭和 21・11・3)に改正され、昭和 22 年 5 月 3 日に施行された。日本国憲法第 27 条第 2 項の規定「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」に基づき新憲法の直接の委任を受

けた形で新憲法の理念に基づき労働基準法(昭和22・4・7 法律49号)が制定され、昭和22年9月1日及び同年11月1日に施行された。ボイラー等の規制に係る労働基準法の根拠条文は、以下のとおりである。

第5章 安全及び衛生

(危害の防止)

第42条 使用者は、機械、器具その他の設備、原料若しくは材料又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

第44条 労働者は、危害防止のために必要な事項を遵守しなければならない。

第45条 使用者が第42条及び第43条の規定によつて講ずべき措置の基準及び労働者が前条の規定によつて遵守すべき事項は、命令で定める。

(安全装置)

第46条 危険な作業を必要とする機械及び器具は、必要な規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

2 特に危険な作業を必要とする機械及び器具は、予め行政官庁の認可を受けなければならない。

3 前2項の機械及び器具の種類、必要な規格及び具備すべき安全装置は、命令で定める。

(性能検査)

第47条 前条第2項の機械及び器具は、認可を受けた後、命令で定める期間を経過した場合においては、行政官庁の行う性能検査に合格したものでなければ使用してはならない。

2 前項の性能検査は、同項の行政官庁の外、労働に関する主務大臣が指定する他の者に行わせることができる。

(危険業務の就業制限)

第49条 使用者は、経験のない労働者に、運転中の機械又は動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査又は修繕をさせ、運転中の機械又は動力伝導装置に調帯又は調索の取付又は取外をさせ、動力による起重機の運転をさせその他危険な業務に就かせてはならない。

2 使用者は、必要な技能を有しない者を特に危険な業務に就かせてはならない。

3 前2項の業務の範囲、経験及び技能は、命令で定める。

(安全衛生教育)

第50条 使用者は、労働者を雇い入れた場合においては、その労働者に対して、当該業務に関し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。

(監督上の行政措置)

第54条 使用者は、常時10人以上の労働者を就業させる事業、命令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の建設物、寄宿舍その他の附属建設物又は設備を設置し、移転し、又は変更しようとする場合においては、第45条又は第96条の規定に基づいて発する命令で定める危害防止等に関する基準に則り定めた計画を、工事着手14日前までに、行政官庁に届け出なければならない。但し、仮設の建設物又は設備で命令で定める危険又は衛生上有害でないものについては、この限りでない。

2 行政官庁は、労働者の安全及び衛生に必要であると認める場合においては、工事の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずることができる。

ボイラー等に関する規制として、労働基準法に基づき旧労働安全衛生規則(昭和22・10・31 労働省令9号)の「第3章 安全装置」の第34条、「特別安全基準」の「第1章 汽罐及び特殊汽罐」(第226条～第326条)が制定され、昭和22年11月1日から施行された。その概要は次のとおりである。

- ① 溶接による汽罐(現行の「ボイラー」に相当)・特殊汽罐(現行の「第一種圧力容器」に相当)は、労働省労働基準局長の認可を受けなければ製造してはならない(第37条)。
- ② 規制対象として汽罐・特殊汽罐の要件(制限圧力・水頭圧、内径・長さ、伝熱面積等)及び適用除外を定める(第226条～第229条)。
- ③ 溶接構造の汽罐・特殊汽罐は所轄都道府県労働基準局長による溶接検査を受けなければならない。溶接検査に合格したものでなければ罐体検査を受けることができない(第234条～第236条)。
- ④ 罐体検査に合格しない汽罐・特殊汽罐は譲渡・貸与・設置してはならない。汽罐・特殊汽罐の罐体検査(現行の「構造検査」に相当)の所轄都道府県労働基準局長への受検手続き、受検時の遵守事項を定める。なお、罐体検査に合格した証として、汽罐・特殊汽罐に刻印を付すとともに罐体検査済の汽罐・特殊汽罐明細書が交付される(第34条、第230条～第233条)。
- ⑤ 汽罐・特殊汽罐は、所轄労働基準監督署長の認可がなければ設置してはならない。汽罐・特殊汽罐を設置しようとする者は汽罐・特殊汽罐明細書を添えて所轄労働基準監督署長に認可申請を行わなければならない(第38条、第237条)。
- ⑥ 罐体検査を受けた後1年以上経過した汽罐・特殊汽罐を設置しようとするときは所轄労働基準監督署長の性能検査(現行の「使用検査」に相当)を受けなければならない(第238条)。
- ⑦ 汽罐の伝熱面積に応じて特級汽罐士、一級汽罐士又は二級汽罐士のうちから汽罐取扱主任者(現行の「ボイラー取扱作業主任者」に相当)を選任し、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない(第239条～第240条)。

- ⑧ 汽罐・特殊汽罐の設置工事が落成したときは、所轄労働基準監督署長による落成検査を受けなければならない、落成検査の合格時に交付される有効期間 1 年の汽罐検査証（現行の「ボイラー検査証」に相当）がなければその使用が禁止される。また、汽罐検査証の書き換え手続きを定める。（第 241 条、第 242 条）。
- ⑨ 汽罐・特殊汽罐を有効期間満了後に引き続き使用しようとする者は、所轄労働基準監督署長又は指定代行検査機関に性能検査申請書を提出しなければならない。性能検査に合格した汽罐・特殊汽罐の有効期間は 1 年間とし、受検時の措置、指定代行検査機関の申請手続き、遵守事項等を定める（第 39 条～第 43 条）。
- ⑩ 汽罐・特殊汽罐の据付工事を業とする者は所轄都道府県労働基準局長の認可を受けなければならない、その手続きを定める。また、汽罐据付工事における作業主任者の業務については、技能選考の上、指名した者でなければつかせてはならない（第 45 条、第 243 条）。
- ⑪ 汽罐・特殊汽罐の一定箇所を変更しようとするときは所轄労働基準監督署長の変更認可を受けて、変更工事の落成後に所轄労働基準監督署長による変更検査に合格しなければならない（第 244 条、第 245 条）。
- ⑫ 汽罐・特殊汽罐の使用の廃止及び休止の手続き（現行の「廃止報告」及び「休止報告」に相当）を定めるとともに、使用休止中に有効期間が満了した場合には性能検査を受けなければ使用できない（第 246 条）。
- ⑬ 労働基準監督官は汽罐・特殊汽罐の検査時に検査申請者に対し一定の措置を命じることができる（第 247 条）。
- ⑭ 汽罐・特殊汽罐は告示で定める構造上の要件を具備しなければならない。また、蒸気罐（現行の「蒸気ボイラー」に相当）に備えるべき安全装置（安全弁）、計測装置（圧力計・水面測定装置等）その他付属装置（吹出管、給水装置、煙道等）、温水罐（現行の「温水ボイラー」に相当）に備えるべき安全装置（逸水管・水逃し弁）、計測装置（水高計等）及び特殊汽罐に備えるべき安全装置（安全弁）、計測装置（圧力計等）その他付属装置（吹出管等）の構造上の要件を定める（第 248 条～第 297 条）。
- ⑮ 汽罐室（現行の「ボイラー室」に相当）は安全確保のための一定の設備上の要件を具備しなければならない（第 298 条～第 302 条）。
- ⑯ 使用者、汽罐取扱主任者は、汽罐の日常の取扱い・管理（汽罐室への部外者立入禁止の掲示、各種装置の機能保持・確認、予備品・工具類の備付け、損傷の修繕、点火時の措置、吹出作業時の措置、罐内潜入時の措置等）を行わなければならない（第 303 条～第 309 条）。
- ⑰ 汽罐その他の圧力容器に破裂事故があったときは、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない（第 58 条）。

- ⑱ 汽罐士免許（現行の「ボイラー技士免許」に相当）を受けた汽罐士（現行の「ボイラー技士」に相当）でなければ汽罐の取扱い業務につくことが禁止される。18歳に満たない者及び女子も当該業務が禁止される。また、特級・一級・二級汽罐士免許の交付・取消要件、特級・一級・二級汽罐士試験（現行の「ボイラー技士免許試験」に相当）の受験・交付等の要件・手続きを定める。（第13条、第14条、第44条、第310条～第317条）。
- ⑲ 汽罐溶接士免許（現行の「ボイラー溶接士免許」に相当）を受けた汽罐溶接士（現行の「ボイラー溶接士」に相当）でなければ溶接による汽罐の製造・改造・修繕の業務が禁止される。18歳に満たない者及び女子も当該業務が禁止される。また、汽罐溶接士免許の資格要件、汽罐溶接士試験（現行の「ボイラー溶接士免許試験」に相当）、受験・交付等の手続きを定める。（第13条、第14条、第44条、第318条～第326条）。

この他、汽罐・特殊汽罐には該当しないが、破裂事故の危険性を有する压力容器である内圧容器に対する規制として、旧労働安全衛生規則（昭和22・10・31 労働省令9号）の「第3章 安全装置」の第34条及び第35条、「安全基準」の「第11章 内圧容器」（第165条～第170条）が制定され、昭和22年11月1日から施行された。その概要は次のとおりである。

- ① 耐圧証明書のない内圧容器（現行の「第二種压力容器」に相当）は譲渡・貸与・設置してはならない。なお、耐圧証明書は労働省労働基準局長が指定した者又は都道府県労働基準局長が発行する（第34条、第35条）。
- ② 規制対象として内圧容器の要件（気体圧力、内径・長さ、内容積等）及び適用除外を定める（第165条）。
- ③ 内圧容器を設置・取換・改造しようとするときは、設置届に耐圧証明書の写し等の関係書類を添付しなければならない（第166条）。
- ④ 内圧装置は、安全弁、圧力計、検査孔及び吹出装置を具備しなければならない（第167条）。
- ⑤ 内圧容器は毎年1回以上点検・掃除を行わなければならない（第168条）。
- ⑥ 内圧容器の耐圧証明書の交付要件（構造図面に合致、構造規格に適合、水圧試験・容器検査に合格）を定める（第169条）。
- ⑦ 内圧容器の構造規格及び検査に関する事項は告示で定める（第170条）。

ボイラー等の規制について、汽罐取締令から旧労働安全衛生規則への主要な変更点は、以下のとおりである。

- (i) 規制対象を汽罐のみから特殊汽罐及び内圧容器についても拡大したこと
- (ii) 溶接検査を新たに導入したこと
- (iii) 汽罐士の制度に特級汽罐士を新たに追加したこと
- (iv) 汽罐・特殊汽罐に備えるべき安全装置、計測装置その他付属装置の構造上

の要件を新たに定めたこと

(v) 汽罐溶接士の制度を新たに導入したこと

(3) 労働基準法に基づく「ボイラ及び圧力容器安全規則」の制定まで

ボイラー等の利用範囲が拡大され、高温・高圧ボイラー等の需要が増加したことにより、旧規則制定当時に比べてボイラー等の構造、使用材料、製造技術も著しく進歩するとともに、これらの要因に伴う災害の増加に適切に対処する必要が生じた。これらの状況を踏まえ、労働安全衛生規則(昭和22・10・31 労働省令9号)から分離独立して「ボイラ及び圧力容器安全規則」(昭和34・2・24 労働省令3号)が制定され、昭和34年4月1日から施行された。

ボイラー等の規制について、旧労働安全衛生規則から「ボイラ及び圧力容器安全規則」への主要な変更点は、以下のとおりである。

(i) ボイラ・圧力容器及び伝熱面積の定義を明確にし、最新のボイラにも適用できるようにしたこと

(ii) すべてのボイラ・第一種圧力容器について製造認可の制度を導入したこと

(iii) ボイラ取扱業務について、制限圧力と伝熱面積から伝熱面積のみによる規制に、また、貫流ボイラについては伝熱面積30㎡以下のものは免許不要とするとともに、ボイラの溶接業務の一部についても普通ボイラ溶接士の制限を緩和する等、就業制限の規制を緩和したこと。

(iv) 構造検査に合格しないものの設置認可をしない等、設置認可の基準を明確にしたこと

(v) ボイラ室の基準について建築基準法との整合性確保等を図る等その規制を合理化したこと

(vi) ボイラ取扱主任者の選任要件を制限圧力と伝熱面積から伝熱面積のみによる規制に、また、貫流ボイラについては別の資格要件による規制に改めるとともに、新たに圧力容器取扱主任者の選任に関する規定を導入する等取扱主任者に関する規制を見直したこと

(vii) 旧規則に規定されていた付属品に関する構造要件を構造規格に移すとともに、使用者の義務として構造要件の維持に関する規定を導入したこと。

(ix) ボイラ等の内部に入るときの移動電線・移動電燈に関する規制、第一種圧力容器の内部に入るときの冷却、換気等の規制の導入等、ボイラ・圧力容器の内部に入るときの措置を充実したこと

(x) 小型ボイラ及び小型圧力容器に関する構造規格を整備し、この規格を具備しないものの譲渡・貸与・設置を禁止するとともに、破裂事故発生時の事故報告を導入した。

(xi) ボイラ技士・ボイラ溶接士について、欠格要件に18歳未満の者を明記するとともに、ボイラ技士免許の有効期間の規定を削除し、ボイラ溶接士免許

の免許更新に関する規定を整備した。

- (xii) 旧規則では内圧容器のみ他法令の適用を受けるものを適用除外すると規定していたが、本規則と同等以上の危害防止基準を定める他法令の適用を受けるボイラ・第一種圧力容器について認可・検査・報告を不要とし、告示でその範囲を定めることとしたこと

(4) 労働安全衛生法に基づく「ボイラー及び圧力容器安全規則」の制定まで

その後、さらなる産業活動の活発化に伴い、ボイラー等の利用範囲の一層の拡大、使用条件の高度化が進展するとともに、ボイラー等の技術進歩も著しく、破裂等の危険性が增大してきた。これにより、ボイラー等の災害防止対策の充実が求められたことから、「ボイラ及び圧力容器安全規則」（昭和 34・2・24 労働省令 3 号）が昭和 38 年に改正（昭和 38 年 3 月 20 日公布）され、同年 4 月 1 日から施行された。また、ボイラ構造規格、圧力容器構造規格、小型ボイラ圧力容器構造規格が改正され、昭和 38 年 7 月 1 日から施行された。

ボイラー等の規制について、改正「ボイラ及び圧力容器安全規則」等の主要な変更点は、以下のとおりである。

- (i) 大気圧における沸点を超える温度の液体を内部に保有する容器が第一種圧力容器として規制されることとなったこと
- (ii) 貫流ボイラは緩い規制となっていたが、汽水分離器を有する貫流ボイラは破裂の危険性もあるので一定以上の大きさの汽水分離器を有する貫流ボイラについては通常のボイラと同じ規制を受けることとしたこと
- (iii) 二級ボイラ技士試験の実技試験（投炭操法）を廃止し、これに代えてボイラ実技講習の制度を導入したこと
- (iv) ボイラ取扱主任者の職務に「自動制御装置の点検調整」を追加したこと
- (v) ボイラ構造規格、圧力容器構造規格、小型ボイラ圧力容器構造規格については、日本工業規格の改正・制定に伴う整合性の確保、新しい型式のボイラ等に対する必要な規制の追加等に伴う改正を行ったこと

労働安全衛生法(昭和 47・6・8 法律 57 号)が昭和 47 年に労働基準法(昭和 22・4・7 法律 49 号)から分離独立して制定され、昭和 47 年 10 月 1 日から施行された。ボイラー等の規制に係る労働安全衛生法の根拠条文は、次のとおりである。

第 3 章 安全衛生管理体制

(作業主任者)

第 14 条 事業者は、高压室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働基準局長の免許を受けた者又は都道府県労働基準局長若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行なう技能講習を修了した者のうちから、労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その

者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の労働省令で定める事項を行なわせなければならない。

第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

(事業者の講ずべき措置等)

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第26条 労働者は、事業者が第20条から前条までの規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

第27条 第20条から第25条までの規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、労働省令で定める。

第5章 機械等及び有害物に関する規制

第1節 機械等に関する規制

(製造の許可)

第37条 ボイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械等で、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しようとする者は、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働基準局長の許可を受けなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(検査)

第38条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項について、都道府県労働基準局長の検査を受けなければならない。

2 特定機械等（移動式のものを除く。）を設置した者、特定機械等の労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機

械等及びこれに係る労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

(検査証の交付等)

第39条 都道府県労働基準局長は、前条第1項の検査に合格した移動式の特定機械等について、労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

2 労働基準監督署長は、前条第2項の検査で、特定機械等の設置に係るものに合格した特定機械等について、労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

3 労働基準監督署長は、前条第2項の検査で、特定機械等の部分の変更又は再使用に係るものに合格した特定機械等について、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等の検査証に、裏書を行なう。

(使用等の制限)

第40条 前条第1項又は第2項の検査証(以下「検査証」という。)を受けていない特定機械等(第38条第2項の規定により部分の変更又は再使用に係る検査を受けなければならない特定機械等で、前条第3項の裏書を受けていないものを含む。)は、使用してはならない。

2 検査証を受けた特定機械等は、検査証とともにするのでなければ、譲渡し、又は貸与してはならない。

(検査証の有効期間等)

第41条 検査証の有効期間(次項の規定により検査証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新された検査証の有効期間)は、特定機械等の種類に応じて、労働省令で定める期間とする。

2 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項について、労働基準監督署長又は労働大臣の指定する者(以下「検査代行機関」という。)が行なう性能検査を受けなければならない。

(譲渡等の制限)

第42条 特定機械等以外の機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

(検定)

第44条 第42条の機械等のうち、政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、労働省令で定めるところにより、当該機械等について、労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働大臣の指定する者(以下「検定代行機

関」という。)が行なう検定を受けなければならない。

- 2 前項の検定(以下「検定」という。)を受けた者は、当該検定に合格した機械等に、労働省令で定めるところにより、当該検定に合格した旨の表示を附さなければならない。
- 3 検定に合格した機械等以外の機械等には、前項の表示を附し、又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。
- 4 第1項の機械等で、第2項の表示が附されていないものは、使用してはならない。

(定期自主検査)

第45条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

第6章 労働者の就業に当たつての措置

(安全衛生教育)

第59条

- 3 事業者は、危険又は有害な業務で、労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

(就業制限)

第61条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働基準局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働基準局長若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行なう当該業務に係る技能講習を修了した者その他労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務につかせてはならない。

- 2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。
- 3 第1項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。
- 4 職業訓練法(昭和44年法律第64号)第24条第1項の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前3項の規定について、労働省令で別段の定めをすることができる。

第8章 免許等

(免許)

第72条 第12条第1項、第14条又は第61条第1項の免許（以下「免許」という。）は、第75条第1項の免許試験に合格した者その他労働省令で定める資格を有する者に対し、免許証を交付して行なう。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、免許を受けることができない。

一 身体又は精神の欠陥により免許に係る業務につくことが不適當であると認められる者

二 第74条第2項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者

三 前2号に掲げる者のほか、免許の種類に応じて、労働省令で定める者
第73条 前条第1項の免許証（以下「免許証」という。）には、労働省令で定めるところにより、有効期間を設けることができる。

2 都道府県労働基準局長は、免許証の有効期間の更新の申請があつた場合には、当該免許証を有する者が労働省令で定める要件に該当するときでなければ、当該免許証の有効期間を更新してはならない。

（免許の取消し等）

第74条 都道府県労働基準局長は、免許を受けた者が第72条第2項第1号又は第3号に該当するに至つたときは、その免許を取り消さなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は6月をこえない範囲内で期間を定めてその免許の効力を停止することができる。

一 故意又は重大な過失により、当該免許に係る業務について重大な事故を発生させたとき。

二 当該免許に係る業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。

三 第110条第1項の条件に違反したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、免許の種類に応じて、労働省令で定めるとき。

（試験）

第75条 免許試験は、労働省令で定める区分ごとに、都道府県労働基準局長が行なう。

2 前項の免許試験は、学科試験及び実技試験又はこれらのいずれかによつて行なう。

3 都道府県労働基準局長は、労働省令で定めるところにより、都道府県労働基準局長の指定する者が行なう教習を修了した者でその修了した日から起算して1年を経過しないものその他労働省令で定める資格を有する者に

対し、前項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 第1項の免許試験の受験資格、試験科目及び受験手続その他同項の免許試験の実施について必要な事項は、労働省令で定める。

(技能講習)

第76条 第14条又は第61条第1項の技能講習（以下「技能講習」という。）は、労働省令で定める区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行なう。

2 技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。

3 技能講習の受講資格、講習科目及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、労働省令で定める。

第10章 監督等

(計画の届出等)

第88条 事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建設物若しくは機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の30日前までに、労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、仮設の建設物又は機械等で、労働省令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者（同項の事業者を除く。）について準用する。

5 労働基準監督署長は、第1項（第2項において準用する場合を含む。）又は第3項の規定による届出（以下「届出」という。）があつた場合において、当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

(報告等)

第100条 労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタント

トに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

- 2 労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、検査代行機関、検定代行機関又は指定教習機関に対し、必要な事項を報告させることができる。
- 3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

第11章 雑則

(許可等の条件)

第110条 この法律の規定による許可、免許又は指定には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、当該許可、免許又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該許可、免許又は指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(不服申立ての制限)

第111条 第38条の検査、性能検査又は検定の結果についての処分については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをすることができない。

(手数料)

第112条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

- 一 免許を受けようとする者(第75五条第1項の免許試験に合格した者を除く。)
- 二 技能講習(指定教習機関が行なうものを除く。)を受けようとする者
- 三 第37条第1項の許可を受けようとする者
- 四 第38条の検査を受けようとする者
- 五 検査証の再交付又は書替えを受けようとする者
- 六 性能検査(検査代行機関が行なうものを除く。)を受けようとする者
- 七 検定(検定代行機関が行なうものを除く。)を受けようとする者
- 九 免許証の再交付又は書替えを受けようとする者
- 十 免許証の有効期間の更新を受けようとする者
- 十一 第75条第1項の免許試験を受けようとする者

労働安全衛生法の制定に伴い、労働基準法に基づく「ボイラ及び圧力容器安全規則」(昭和34・2・24 労働省令3号)が廃止され、労働安全衛生法に基づく「ボイラ

一及び圧力容器安全規則」(昭和 47・9・30 労働省令 33 号)が新たに制定され、昭和 47 年 10 月 1 日から施行された。この新規則は、旧規則の名宛人の「使用者」を「事業者」に変更したものである。

ボイラー等の規制について、労働基準法に基づく「ボイラ及び圧力容器安全規則」から労働安全衛生法に基づく「ボイラー及び圧力容器安全規則」への主要な変更点は、以下のとおりである。

- (i) 第一種圧力容器取扱作業主任者の選任要件としての資格を定めたこと
- (ii) 第一種圧力容器の整備の業務について、ボイラー整備士でなければ就業できなくなったこと
- (iii) 小型ボイラーの取扱いの業務につかせるときの特別教育の制度を導入し、その科目等を定めたこと
- (iv) 小型圧力容器について定期自主検査の制度を導入し、その実施時期、検査項目、記録の作成等を定めたこと
- (v) ボイラー技士免許・ボイラー溶接士免許を受けた者が、すでに同種の下級の免許証を受けているときは、当該下級の免許証を都道府県労働基準局長に返還すべきことを定めたこと

(5) 現行の「ボイラー及び圧力容器安全規則」まで

その後、現在に至るまでのボイラー等の規制に関する法令の主要な改正について、順次示す。

小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格(昭和 50 年労働省告示第 84 号)が昭和 50 年 10 月 18 日公布され、昭和 51 年 1 月 1 日から適用された。これは、旧規格を廃止し、新たに最近の使用材料、工作技術等に適合するよう全面的に見直したものである。

ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令(昭和 63 年労働省令第 25 号)は、昭和 63 年 9 月 1 日に公布され、昭和 64 年 10 月 1 日から施行された。この改正は、「行政改革に関する第 5 次答申(最終答申)」(昭和 58 年 3 月 14 日)の指摘事項を踏まえ、ボイラー溶接士免許の有効期間を 1 年から 2 年に延長するとともに、免許の更新手続き等を改めたものである。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成 6 年労働省令第 20 号)が平成 6 年 3 月 30 日に公布され、同年 7 月 1 日から施行された。この改正にはボイラー及び圧力容器安全規則も含まれ、行革大綱(平成 6 年 2 月 15 日)を踏まえ、事業者が事故報告を提出すべき事故に関する規定を労働安全衛生規則に統合するとともに、事故報告の様式の見直しが規定された。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成 10 年政令第 390 号)及びボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令(平成 10 年労働省令 41 号)は、平成 10 年 12 月 11 日に公布施行され、また、小型ボイラー及び小型圧力容器構

造規格の一部を改正する告示（平成 10 年労働省告示第 143 号）も、同日に適用となった。この改正は、規制緩和推進計画（平成 9 年 3 月 28 日閣議決定）に盛り込まれた事項を踏まえ、小規模温水ボイラー（水頭圧が 10m を超え 20m 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 2 m²以下のもの）で小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格の改正により追加された一定の安全措置を具備したもの（適用除外の要件を含む）については、その適用区分をボイラーから小型ボイラーに改めたものである。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 11 年政令第 240 号。以下「改正政令」という。）は、平成 11 年 7 月 28 日に公布され、同年 10 月 1 日から施行されることとなった。また、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 11 年労働省令第 37 号）及びデリック構造規格の一部を改正する告示等（平成 11 年労働省告示第 97 号～126 号。以下「改正構造規格等」という。）が平成 11 年 9 月 29 日及び本日公布され、それぞれ同年 10 月 1 日から施行及び適用されることとなった。この改正は、ボイラー等の定義等に使用する計量単位を国際単位系（以下「SI 単位系」という。）に改めたものである。

ボイラー構造規格の全部を改正する告示（平成 15 年厚生労働省告示第 197 号）及び圧力容器構造規格の全部を改正する告示（平成 15 年厚生労働省告示第 196 号）については、平成 15 年 4 月 30 日に公示され、同日（一部については平成 15 年 6 月 1 日）から適用されることになった。この改正は、ボイラー及び圧力容器の構造規格に関し、[1]最近の技術の進歩に即応させるために、旧規格で定めていた仕様に関する規定について、安全上必要な最低限の規定を除き性能規定化を図ったこと。ただし、最終的な安全確認を行う試験方法に係る規定については、従前と同様の規定を置いたこと、[2]材料、機械試験方法、非破壊検査方法等について、日本工業規格（以下「JIS」という。）の改正を踏まえ、JIS との整合化をとること、[3]基準・認証制度の国際化に対応するため米国の規格との調整を図ること等から行われたものである。

ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 16 年厚生労働省令第 44 号。以下「改正省令」という。）については、平成 16 年 3 月 26 日に公布され、同年 3 月 31 日から施行されたところであり、また、ボイラー及び圧力容器安全規則第 24 条第 2 項第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める自動制御装置を定める告示（平成 16 年厚生労働省告示第 131 号）については、平成 16 年 3 月 26 日に公布され、同年 3 月 31 日から適用された。この改正は、近年のボイラーに係る技術の進展等を踏まえ、安全性の高い自動制御装置を備えたボイラーは、最大の伝熱面積を有するものを除きボイラー取扱作業主任者の選任に当たり伝熱面積に算入しないことができることとするとともに、特級及び一級ボイラー技士に求められる知識、経験の水準を確保しつつ、より資格を取得しやすくするため、ボイラーの実務経験を免許試験の受験資格要件から免許の交付要件に変更

したものである。

ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準の一部を改正する件(平成20年厚生労働省告示第53号)は、平成20年3月5日に公示され、平成20年3月31日から適用されることとなった。この改正は、溶接施行法試験の溶接の条件及び方法について、日本工業規格B8285(圧力容器の溶接施工方法の確認試験)との整合性を図ること等の趣旨から行うものである。

ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第149号。以下「改正省令」という。)が平成28年9月20日に、機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針(平成28年厚生労働省告示第353号。以下「機能安全指針」という。)が平成28年9月26日に、ボイラー及び圧力容器安全規則第24条第2項第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める自動制御装置の一部を改正する告示(平成28年厚生労働省告示第354号。以下「改正告示」という。)が平成28年9月27日にそれぞれ公布され、改正省令の一部及び機能安全指針については公布の日から、改正省令のその他の部分及び改正告示については平成29年4月1日から、施行又は適用された。改正省令(指定外国検査機関に関する部分を除く。以下同じ。)、機能安全指針及び改正告示は、近年の電気・電子技術やコンピュータ技術等の進歩に伴い、機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)に対する高度かつ信頼性の高い制御が可能となってきていることを踏まえ、ボイラーについて、従来の機械式の安全装置等に加え、新たに電気・電子・プログラマブル電子制御(以下「電子等制御」という。)の機能を付加することによって機械等の安全を確保する方策(以下「機能安全」という。)を労働安全衛生関係法令に位置づけ、安全規制の高度化を図ることとしたものである。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第184号)が平成30年6月8日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第75号)及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第249号)が平成30年6月19日にそれぞれ公布又は告示され、平成31年2月1日から施行又は適用することとされたところである。この改正省令にはボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)が含まれ、諸外国や国際標準化機構(ISO)の動向等を踏まえ、高所作業において安全帯を使用させることを義務付ける規定及び安全帯の使用状況の点検等を義務付ける規定等について、「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(以下「要求性能墜落制止用器具」という。)」に改めるとともに、要求性能墜落制止用器具の安全要件の向上を図ることとしたものである。

2 クレーン等安全規則(昭和47・9・30 労働省令34号)

(1) 明治維新後から土木建築工事場安全及衛生規則の制定まで

工場労働者を保護対象とする工場法においては、その付属規則である工場危害予防及衛生規則でクレーン等を規制する条文は規定されなかった。土木建築労働者及び交通運輸労働者を保護対象とする労働者災害扶助法(昭和6・4・2 法律54号)には、事業主に労働者が業務上の負傷・疾病にかかり死亡した場合、所定の療養費、休業手当、障害扶助料等の支払いを義務付ける規制以外に、第5条に「行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニヨリ事業ノ行ハルル場所ニ於ケル危害ノ防止又ハ衛生ニ関シ必要ナル事項ヲ事業主又ハ労働者ニ命ズルコトヲ得」が定められていた。この規定に基づき、まず土石採取従事労働者の安全衛生を確保するための土石採取場安全及衛生規則(昭和9・3・5 内務省令11号)が制定され、昭和9年6月1日から施行された。次いで土木建築従事労働者の安全衛生を確保するための土木建築工事場安全及衛生規則(昭和12・9・30 内務省令41号)が制定され、昭和12年10月1日から施行された。

クレーン等に関する規制としては、土石採取場安全及衛生規則が土石採取場のリフトの安全荷重、ワイヤロープの要件、負荷制限等について規制を、また、土木建築工事場安全及衛生規則が建築現場で使用するエレベータの構造要件等、デリック・リフト等の安全荷重、搭乗禁止、控えの要件、負荷制限等の規制をそれぞれ規定していた。

土石採取場安全及衛生規則のクレーン等に関する規制の概要は次のとおりである。

- ① 坑内における通路等が巻揚装置に接近し危害のおそれがあるときは、隔壁を設けなければならない(第6条)。
- ② 巻揚装置について所定事項(安全荷重の標示、安全荷重の算定方法、損傷した鋼索の使用禁止、制動装置の設置、構造物の倒壊防止措置、運転手の指定・氏名の掲示、安全荷重を超える負荷の禁止、)を遵守しなければならない(第10条)。
- ③ 巻揚装置を設置した坑道等には合図するための信号装置を設けなければならない(第11条)。
- ④ 巻揚装置等の機械設備の危害のおそれのある部分には柵、安全装置を設けなければならない(第16条)。

また、土木建築工事場安全及衛生規則のクレーン等に関する規制の概要は次のとおりである。

- ① 荷物用の巻揚運搬装置である起重機(現行の「クレーン」に相当)その他の揚重機等(昇降機(現行の「エレベーター」に相当)を除く)に労働者を搭乗させてはならない(第17条)。
- ② 労働者が搭乗する昇降機について一定の安全措置(安全荷重の標示、安全荷重の算定方法、昇降体の落下防止安全装置の設置、損傷した鋼索の使用禁止、

制動装置の設置、合図用信号装置の設置、昇降体に天井・床・周壁の設置、昇降路の動揺防止措置、昇降路の出入口に扉等の設置)を遵守しなければならない。また、労働者が搭乗する斜面軌道巻揚装置も同様の措置を遵守しなければならない(第18条、第19条)。

- ③ 材料の巻揚運搬専用の巻揚装置(現行の「デリック」、「簡易リフト」、「建設用リフト」に相当)について一定の安全措置(安全荷重の標示、安全荷重の決定方法、損傷した鋼索の使用禁止、制動装置の設置、合図用信号装置の設置、労働者の搭乗禁止の標示、ガイデリックの支柱の安全確保措置、三脚デリック等の転倒・倒壊防止措置、コンクリート昇降機の昇降路の動揺防止措置、巻揚装置の支鋼索の安全基準、)を遵守しなければならない(第20条)。
- ④ 巻揚装置の取扱い措置(安全荷重を超える負荷の禁止、巻揚装置等の工事事業機械の運転手の指定・氏名の掲示)を遵守しなければならない(第21条、第22条)。
- ⑤ 工事事業機械等の機械設備の危害を生ずるおそれのある部分には柵、安全装置を設けなければならない(第23条)。

(2) 労働基準法に基づく労働安全衛生規則の制定まで

土石採取場安全及衛生規則及び土木建築工事場安全及衛生規則のクレーン等規制の部分は改正されることなく、戦後まで続いた。昭和21年に大日本帝国憲法(明治22・11・29)が日本国憲法(昭和21・11・3)に改正され、昭和22年5月3日に施行された。日本国憲法第27条第2項の規定「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」に基づき新憲法の直接の委任を受けた形で新憲法の理念に基づき労働基準法(昭和22・4・7 法律49号)が制定され、昭和22年9月1日及び同年11月1日に施行された。クレーン等の規制に係る労働基準法の根拠条文は、「1 ボイラー及び圧力容器安全規則」の「(2) 労働基準法に基づく労働安全衛生規則の制定まで」の労働基準法の「第5章 安全及び衛生」(第42条～第54条)と同じである。

労働基準法の制定に基づき労働安全衛生規則(昭和22・10・31 労働省令9号)が制定され、昭和22年11月1日から施行された。

クレーン等に関する規制としては、労働基準法に基づく旧労働安全衛生規則(昭和22・10・31 労働省令9号)の「第3章 安全装置」の第34条、「特別安全基準」の「第2章 揚重機」(第327条～第375条)に規定された。その概要は次のとおりである。

- ① 規制対象として揚重機(現行の「クレーン」、「移動式クレーン」、「デリック」、「エレベーター」、「建設用リフト」、「簡易リフト」に相当)の要件(一定の巻上能力・つかみ能力以上又は一定の支柱等の長さ以上の起重機(現行の「クレーン」に相当)、一定の巻上能力以上のデリック、一定の高さ又は積載能力以

上のエレベータ) を定める (第 327 条)。

- ② 揚重機は、所轄労働基準監督署長の認可がなければ設置してはならない。揚重機を設置しようとする者は摘要書・図面を添えて所轄労働基準監督署長に認可申請を行わなければならない (第 38 条、第 237 条)。
- ③ 揚重機の設置工事が落成したときは、所轄労働基準監督署長による落成検査を受けなければならない。落成検査の合格時に交付される有効期間 2 年の揚重機検査証 (現行の「クレーン検査証」、「移動式クレーン検査証」、「デリック検査証」、「エレベーター検査証」、「建設用リフト検査証」に相当) がなければその使用が禁止される。また、揚重機検査証の書き換え手続きを定める。(第 331 条、第 332 条)。
- ④ 揚重機を有効期間満了後に引き続き使用しようとする者は、所轄労働基準監督署長又は指定代行検査機関に性能検査申請書を提出しなければならない。性能検査に合格した揚重機の有効期間は 2 年間とし、受検時の措置、指定代行検査機関の申請手続き、遵守事項等を定める (第 39 条～第 43 条)。
- ⑤ 揚重機の能力に関する部分を変更しようとするときは所轄労働基準監督署長の変更認可を受けて、変更工事の落成後に所轄労働基準監督署長による変更検査に合格しなければその使用が禁止される (第 333 条、第 334 条)。
- ⑥ 揚重機の使用の廃止及び休止の手続き (現行の「廃止報告」及び「休止報告」に相当) を定めるとともに、使用休止中に有効期間が満了した場合には性能検査を受けなければ使用してはならない (第 335 条)。
- ⑦ 揚重機について定める構造設備の要件 (主要部分の材料、巻胴 (現行の「ドラム」に相当)・みぞ車・滑車の径、巻上機の制動装置、巻過ぎ防止安全装置の設置、鋼索 (現行の「ワイヤロープ」に相当) の安全係数、信号装置等、ボルト等の脱落防止措置、運転台等への昇降設備、電気設備の感電防止措置、運転台位置の視界の確保、運転室の具備事項、控線の支持条件、走行起重機等の緩衝装置、ガイデリックの主要部分の安全係数、ブーム付き起重機の安全指示装置、エレベータの人荷共用エレベータの安全装置・昇降体・平衡錘 (現行の「カウンターウェイト」に相当)・ガイド、昇降路の具備条件、コンクリート用エレベータの昇降塔の具備条件) を具備しなければならない (第 337 条～第 358 条)。
- ⑧ 揚重機について所定の管理 (年次定期検査、月例検査、損傷鋼索の使用禁止、使用時のブームの傾斜角の下限値、制限荷重の標示、過荷重試験、使用者の遵守事項、起重機運転士の遵守事項) を行わなければならない。(第 359 条～第 368 条)。
- ⑨ 起重機、エレベータの索等の切断事故があったときは、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない (第 58 条)。

⑩ 起重機運転士免許（現行の「クレーン運転士免許」、「移動式クレーン運転士免許」に相当）を受けた起重機運転士（現行の「クレーン運転士」、「移動式クレーン運転士」に相当）でなければ起重機の運転業務につくことが禁止される。18歳に満たない者及び女子も当該業務が禁止される。また、起重機運転士免許の交付・取消要件、起重機運転士試験（現行の「クレーン運転士免許試験」、「移動式クレーン運転士免許試験」に相当）の受験・交付等の要件・手続きを定める。（第13条、第14条、第44条、第369条～第375条）。

クレーン等の規制について、土石採取場安全及衛生規則及び土木建築工事場安全及衛生規則から旧労働安全衛生規則への主要な変更点は、以下のとおりである。

- (i) 規制対象を土木建築工事場等のみから一般の工場その他すべての業種に拡大したこと
 - (ii) 揚重機の設置・変更について労働基準監督機関による認可制度を導入したこと
 - (iii) 揚重機の落成検査・性能検査・変更検査及び有効期間のある検査証の制度を導入したこと
 - (iv) 揚重機の構造上の要件を新たに定めたこと
 - (v) 揚重機の管理に関する規定を新たに定めたこと
 - (vi) 起重機運転士免許の制度を導入したこと
- (3) 労働基準法に基づく「クレーン等安全規則」の制定まで

旧労働安全衛生規則により揚重機の規制が導入された後、昭和34年10月1日に玉掛け技能講習制度の導入等が行われたものの、揚重機自体に関する実質的な改正は全くなされなかった。

クレーン等については、戦後の経済発展に伴う利用範囲の拡大、技術進歩による構造の多様化、性能の高度化の進展するとともに、設置数も急増し、災害発生件数も大幅に増加している状況を踏まえ、クレーン等の災害防止対策の充実強化が求められることとなった。総理府の審議機関である臨時産業災害防止懇談会が昭和33年11月に政府に提出した「産業災害防止対策に関する意見書」においても「重大災害の頻発とその発生原因の実情にかんがみ急を要するもの、例えば、煙火爆発、崩壊、ボイラ及び圧力容器、揚重機等について関係規則又は基準等を至急改正する」べき旨を指摘している。また、同年9月には、労働大臣の諮問機関である中央労働基準審議会が労働大臣に対して行った建議においても「災害防止を目的とする現行の労働安全衛生規則をみるに、施行後10年を経過しているため、その間における科学技術の急速な進歩その他により必ずしも実情に即さない認められる規定もなしとしないし、又補充を要する部分も少なくないので、この際技術の進歩に即応させるとともに、災害防止上必要な事項を整備する等労働安全法規について検討整備を行う必要がある」旨述べている。

これらの状況を踏まえ、労働安全衛生規則(昭和22・10・31 労働省令9号)から分離独立して「クレーン等安全規則」(昭和37・7・31 労働省令16号)が制定され、昭和37年11月1日から施行された。

クレーン等の規制について、旧労働安全衛生規則から「クレーン等安全規則」への主要な変更点は、以下のとおりである。

- (i) 従来のクレーン等の能力による適用範囲の区分を廃して、原則として小能力のものも含めすべてのクレーン等を規制対象にするとともに、新たにジンプール、建設工事用の二本構タワー、ユニバーサルリフト等についても、必要な規制を行うようにしたこと
 - (ii) 巻揚げ荷重が3トン以上のクレーン及び移動式クレーンはすべて製造認可の対象とし、当該クレーン等がユーザーのもとに引き渡される前にその安全性を確保するようにしたこと
 - (iii) 移動式クレーンは設置時の落成検査に代えて製造時の製造検査を受けなければならないこととしたこと
 - (iv) クレーンと建設物との間の間隔及び通路について、必要な規制を設けたこと
 - (v) クレーン等の安全な使用の確保及び性能の保持のための措置について規制の整備を図ったこと
 - (vi) 従前は起重機運転士免許を所持していればクレーン、移動式クレーンもデリックも運転できたが、クレーンと移動式クレーンの運転はクレーン運転士免許に、デリックの運転はデリック運転士免許の2本立てに分離したこと
 - (vii) 玉掛用具について、その安全係数、廃棄限度等必要な要件を規制するとともに、新たに玉掛技士免許の制度を導入することとしたこと
 - (viii) 従前はクレーン等の構造要件は規則に定めていたが、これを告示で定めることとしたこと。具体的には、クレーン構造規格、デリック構造規格、エレベータ構造規格、建設工事用リフト構造規格を新たに告示として定めるとともに、クレーン運転士及びデリック運転士の試験に関する事項、玉掛技士講習に関する事項も告示で定めたこと
 - (ix) クレーン等の安全装置については、その構造、機能及び試験方法を構造規格中に明示して、その性能を確保することとし、安全装置の性能認定に関する規定は、これを削除することとしたこと
- (3) 労働安全衛生法に基づく「クレーン等安全規則」の制定まで

その後、クレーン等の構造の進歩、クレーン関係災害の発生状況にかんがみ、「クレーン等安全規則」(昭和37・7・31 労働省令16号)が昭和46年に改正(昭和46年7月16日公布)され、同年9月1日から施行された。

クレーン等の規制について、改正「クレーン等安全規則」等の主要な変更点は、

以下のとおりである。

- (i) クレーンについては、つり上げ荷重が1トン以上のスタッカー式クレーンを製造認可と設置認可の規制の対象としたこと。移動式クレーンについては、定義の改正に伴い鉄道クレーン、浮きクレーン等についても移動式クレーンとして規制対象に含まれることとなったこと。
- (ii) 製造認可と設置認可の規制対象外の小型のクレーン等についても各構造規格を具備しなければ譲渡・貸与・設置してはならないこととなったこと
- (iii) 従前のクレーン等の落成検査・製造検査・再使用検査・変更検査・性能検査はいずれも定荷重試験と過荷重試験の2種類の荷重試験を行う方式であったが、これに代えて、落成検査・製造検査・再使用検査・変更検査の荷重試験は過荷重試験、性能検査の荷重試験は定格荷重試験のみそれぞれ1種類の荷重試験を行う方式に改めることとなったこと
- (iv) クレーンについては定格荷重を超える荷重をかける過荷重が原則禁止されるとともに、やむを得ない場合で所轄労働基準監督署長への特例報告その他一定の遵守事項を講じたときは例外的に過荷重で使用することができることとしたこと。また、移動式クレーン及びエレベータについては過荷重での使用が全面的に禁止されたこと。
- (v) クレーン等に労働者を搭乗させることを原則禁止するとともに、やむを得ない場合等で専用の搭乗設備に乗せる等所要の措置を講じたときは例外的に搭乗させることができる規定を定めたこと
- (iv) 従前のクレーン運転士免許をクレーン運転士免許と移動式クレーン運転士免許に分離し、移動式クレーン運転士免許に関する受検手続等を定めたこと。また、身体障害者に対する限定免許制度を創設したこと
- (v) 玉掛け業務の就業制限の範囲をつり上げ荷重が従前の3トン以上から1トン以上に拡大するとともに、つり上げ荷重が1トン未満の玉掛け業務についても技能を選考して指名した者でなければつかせてはならないこととしたこと
- (vi) エレベータ検査証の有効期間を2年から1年に短縮するとともに、性能検査は性能検査代行者ができるようにしたこと。
- (vii) 簡易リフトの定義を変更し、搬器の床面積と天井の高さに制限を設けるとともに、改正後の簡易リフトは設置認可、落成検査・性能検査・変更検査を受ける検査証交付対象機械から除外し、設置報告の対象に改めたこと
- (viii) 性能検査代行者の変更事項について、従前の労働大臣への届出制から承認制に変更となったこと

労働安全衛生法(昭和47・6・8 法律57号)が昭和47年に労働基準法(昭和22・4・7 法律49号)から分離独立して制定され、昭和47年10月1日から施行され

た。クレーン等の規制に係る労働安全衛生法の根拠条文は、「1 ボイラー及び圧力容器安全規則」の「(2) 労働安全衛生法に基づく「ボイラー及び圧力容器安全規則」の制定まで」の労働安全衛生法の(第14条～第112条)と同じである。

労働安全衛生法の制定に伴い、労働基準法に基づく「クレーン等安全規則」(昭和37・7・31 労働省令16号)が廃止され、労働安全衛生法に基づく「クレーン等安全規則」(昭和47・9・30 労働省令34号)が新たに制定され、昭和47年10月1日から施行された。この新規則は、旧規則の名宛人の「使用者」を「事業者」に変更したものである。

クレーン等の規制について、労働基準法に基づく「クレーン等安全規則」から労働安全衛生法に基づく「クレーン等安全規則」への主要な変更点は、以下のとおりである。

- (i) クレーン等の設置認可制度・変更認可制度を廃止し、届出制度に移行するとともに、届出事項を整備したこと
- (ii) 移動式クレーン検査証は、製造検査又は使用検査に合格した移動式クレーンについて都道府県労働基準局長が交付すること
- (iii) 小型のクレーン等の運転又はつり上げ荷重が1トン未満の玉掛けの業務につかせるときの特別教育の制度を導入し、その科目等を定めたこと
- (iv) クレーンの組立又は解体の作業を行うときは、作業指揮者を選任する等所定の措置を講じなければならないことを定めたこと
- (v) 使用を休止したクレーン等(建設用リフトを除く)を再び使用しようとするときは、使用再開検査を受けなければならないこと
- (vi) クレーン・移動式クレーン・デリックについて運転実技講習の制度が導入されたこと

(4) 現行の「クレーン等安全規則」まで

その後、現在に至るまでのクレーン等の規制に関する法令の主要な改正について、順次示す。

クレーン構造規格(昭和51年労働省告示第80号)及び移動式クレーン構造規格(昭和51年労働省告示第81号)が昭和51年8月5日に公布され、一部の規定を除き昭和51年11月1日から適用されることとなった。この改正は、従来のクレーン構造規格(昭和37年労働省告示第53号)及び移動式クレーン構造規格(昭和37年労働省告示第54号)を廃止し、最新の使用材料、構造、機能及び工作技術に適應するよう規格の内容を全面的に見直したものである。

クレーン等安全規則の一部を改正する省令(昭和51年労働省令第43号)が昭和51年12月15日に公布され、同月20日から施行された。この改正は、昭和51年8月5日に公布されたクレーン構造規格(昭和51年労働省告示第80号)及び移動式クレーン構造規格(昭和51年労働省告示第81号)との関連から、①クレー

ン・移動式クレーンを使用するときは設計の基準とされた負荷条件で使用することに留意すること、②クレーン・移動式クレーンのフックに外れ止め装置を使用させること、③クレーン・移動式クレーンの定格荷重を表示等させること等の措置を導入したことが規定された。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（昭和 53 年労働省令第 35 号）が昭和 53 年 9 月 29 日に公布され、同年 10 月 1 日から施行された。この改正にはクレーン等安全規則も含まれ、①クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許及びデリック運転士免許から玉掛業務の就業資格を分離し、これらの免許を所持しても玉掛技能講習を修了していなければ玉掛業務につけないこと、②特別教育についても、小型のクレーン・移動式クレーン・デリックの運転業務とつり上げ荷重 1 トン未満の玉掛業務とを分離したことが規定された。

クレーン構造規格の一部を改正する告示（昭和 57 年労働省告示第 23 号）が昭和 57 年 3 月 27 日に公布され、同年 6 月 1 日から適用されることとなった。この改正は、クレーンに設けられる電気機械器具に給電するための裸トロリ線による感電災害を防止するため裸トロリ線の構造基準等の規制強化を行ったものである。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 2 年政令第 253 号）及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（平成 2 年政令第 254 号）は、平成 2 年 8 月 31 日に公布され、同年 10 月 1 日から施行された。また、クレーン等安全規則の一部を改正する省令（平成 2 年労働省令第 21 号）は、平成 2 年 9 月 13 日に公布され、同年 10 月 1 日から施行されることとなった。この改正は、最近におけるクレーン等に係る労働災害の発生状況等にかんがみ、就業制限業務として、①床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン（以下「床上操作式クレーン」という。）でつり上げ荷量が 5 トン以上のものの運転の業務、②つり上げ荷量 1 トン以上 5 トン未満の移動式クレーンの運転の業務を追加することが規定された。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 4 年政令第 246 号）は、平成 4 年 7 月 15 日に公布され、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 4 年労働省令第 24 号）が平成 4 年 8 月 24 日に公布され、それぞれ一部の規定を除き、平成 4 年 10 月 1 日から施行された。この改正にはクレーン等安全規則も含まれ、①特定の玉掛け方法等によりクレーン等に係る作業を行う場合において、荷等の下への立入りを禁止したこと、②天井クレーンのクレーンガーダ上等において作業を行う場合の墜落等の危険防止措置を追加したこと、③クレーン・移動式クレーン・デリックに係る作業を行う場合において、強風時の作業の中止を追加したこと、④強風によりジブクレーンのジブが損壊し又は移動式クレーンが転倒するおそれのあるときの危険防止措置を追加したこと、⑤移動式クレーンを用いた作業を行うときは、その転倒等による危険を防止するため、作業開始前に作業方法等を定め、周知する

ことを追加したこと、⑥地盤軟弱等により転倒するおそれのある場所での移動式クレーンを用いた作業を禁止したこと、⑦敷鉄板等の上にアウトリガーを使用する移動式クレーンを設置する場合には、転倒するおそれのない位置に設置しなければならないこと、⑧移動式クレーンを使用して作業を行う場合には、アウトリガー又はクローラを原則として最大限に張り出さなければならないこと、⑨ 移動式クレーンの上部旋回体に接触するおそれのある箇所への立入りを禁止したこと、⑩磁力又は陰圧により吸着させる玉掛用具、チェンブロック、チェンレバーホイスト及びつりクランプについて、その使用荷重等に応じて使用しなければならないことが規定された。

エレベーター構造規格(平成 5 年労働省告示第 91 号)が平成 5 年 8 月 2 日に公布され、平成 5 年 1 2 月 1 日から適用された。この改正は、従来のエレベーター構造規格(昭和 37 年労働省告示第 56 号)を廃止し、最新の技術の進歩、建築物の高層化の進展に対応させるとともに、諸外国のエレベーターの構造に関する規格及び建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)のエレベーターの構造に関する技術的基準との整合性の確保を図るため、規格の内容を全面的に見直したものである。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成 6 年労働省令第 20 号)が平成 6 年 3 月 3 0 日に公布され、同年 7 月 1 日から施行された。この改正にはクレーン等安全規則も含まれ、行革大綱(平成 6 年 2 月 15 日)を踏まえ、①ガイドレールの高さが 1 0 メートル以上 1 8 メートル未満の建設用リフトを設置しようとする場合は、建設用リフトの設置報告が不要となったこと、②事業者が事故報告を提出すべき事故に関する規定を労働安全衛生規則に統合するとともに、事故報告の様式の見直しが規定された。

クレーンの構造規格(平成 7 年労働省告示第 134 号)及び移動式クレーン構造規格(平成 7 年労働省告示第 135 号)が平成 7 年 1 2 月 2 6 日に公布され、平成 8 年 2 月 1 日から適用された。この改正は、従来のクレーン構造規格(昭和 51 年労働省告示第 80 号)及び移動式クレーン構造規格を廃止し、最近における技術の進歩に対応させるとともに、ISO(国際標準化機構)及び諸外国のクレーン及び移動式クレーンの構造に関する規格との整合性の確保を図るため、従来の規格を全面的に見直したものである。

クレーン等安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成 10 年労働省令第 3 号)が平成 1 0 年 2 月 2 5 日に公布され、同年 3 月 3 1 日に施行された。この改正は、床上運転式クレーンの運転に限定したクレーン運転士免許を創設するとともに、当該限定免許の受検手続、免許証の交付等手続、実技教習等について規定された。

労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則の一部を改正する省令(平成 10 年労働省令第 26 号)が平成 1 0 年 6 月 2 4 日に公布され、同日から施行された。この改正

は、クレーン等の玉掛けに用いられるつりチェーン等の安全係数について、従前の一律5以上から一定の要件を具備するものは4以上でよいとする見直しが規定された。

クレーン構造規格の一部を改正する告示（平成13年厚生労働省告示第41号）が平成13年2月23日に公布され、同年4月1日から適用された。この改正は、クレーンのつり上げ装置としてジャッキ式つり上げ装置を用いる場合、その保持機構の安全要件が規定された。

エレベーター構造規格の一部を改正する告示（平成15年厚生労働省告示第8号）は、平成15年2月6日に公示され、同年3月31日から適用された。この改正は、技術の進歩等に伴うエレベーターの多様化・高性能化への対応、性能規定化への対応等のため、所要の見直しが行われた。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第1号）が平成18年2月16日に公布され、同年4月1日から施行された。この改正は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）及びクレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）を改正し、クレーン運転士免許及びデリック運転士免許を統合して「クレーン・デリック運転士免許」とするとともに、クレーン運転士免許試験、移動式クレーン運転士免許試験及びデリック運転士免許試験規程（昭和47年労働省告示第120号）の一部を改正し、免許試験の科目の範囲等について見直し平成18年4月1日から適用された。

クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格等の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第33号）は、平成30年2月26日に告示され、同年3月1日から適用された。この改正は、移動式クレーン構造規格について、ISO（国際標準化機構）規格との整合性を推進する観点から、移動式クレーンの設計法として従来の許容応力法に加えて限界状態設計法を導入するとともに、つり上げ荷重が3トン未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の過負荷を防止するための装置を義務付けること等により移動式クレーンの一層の安全確保等を図ったものである。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第184号）が平成30年6月8日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第75号）及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第249号）が平成30年6月19日にそれぞれ公布又は告示され、平成31年2月1日から施行又は適用することとされたところである。この改正省令にはクレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）が含まれ、諸外国や国際標準化機構（ISO）の動向等を踏まえ、高所作業において安全帯を使用させることを義務付ける規定及び安全帯の使用状況の点検等を義務付ける規定等について、「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（以下「要求性能墜落制止

3 ゴンドラ安全規則(昭和 47・9・30 労働省令 35 号)

(1) ゴンドラ安全規則(昭和 44・10・1 労働省令 23 号)の制定まで

ゴンドラは、つり足場及び昇降装置その他の装置並びにこれらに附属する物により構成され、当該つり足場の作業床が専用の昇降装置により上昇し、又は下降する装置と定義される(労働安全衛生法施行令(昭和 47・8・19 政令 318 号)第 1 条第 11 号)。

経済発展に伴い、ビルの清掃、建設物や船舶等の塗装、溶接等の作業にゴンドラが多用され、昭和 43 年ごろからゴンドラ災害が発生するようになった。しかし、物品を運搬する簡易リフトでさえかなり詳細な規制を受けていたのに対して、人が乗るゴンドラについては、労働安全衛生規則(昭和 22・10・31 労働省令 9 号)でつり足場として数箇条の規制がなされていたのみであった。

当時のつり足場の規制は、足場一般の規制に加えて、その概要は次のとおりであった。

- (i) つり足場の組立・解体・変更時における、作業主任者の直接の指揮のもとでの作業、作業の時期・範囲・順序の事前周知、関係者以外立入禁止の掲示、悪天候時の作業中止、一定の作業時に命綱の使用等の措置、材料等の上げ下ろし時につり綱等の使用(第 108 条の 4)
- (ii) 作業開始前につり足場を点検し、危険のおそれのあるときの補修(第 108 条の 6)
- (iii) つり足場等作業主任者による材料の点検と不良品の除去、器具・工具・命綱・保護帽の点検と不良品の除去、作業方法・労働者の配置の決定、作業進行状況の看視、命綱・保護帽の使用状況の看視(第 108 条の 7)
- (iv) つり足場自体の構造要件(安全荷重、つり鋼索・突りょう足場けたの安全係数、作業床の支持方法、つり鋼索の使用基準、つり装置の歯止め、作業床の幅・厚さ等、動揺・転位防止措置、支持台としての使用禁止)(第 110 条)

このような状況下において、昭和 44 年 4 月 24 日に東京都渋谷のデパートの窓ふき作業中のゴンドラが落下し、ゴンドラに乗っていた作業員 1 名が死亡するとともに、音楽教室に行くため下の歩道を歩いていた小学生 2 名が圧死するという悲惨な災害が発生した。高さ 31 メートル、8 階建てのビルには外側の窓ガラスを毎月 1 回拭くための無軌条式電動ゴンドラ(自重 150kg、積載荷重 200kg)が設置されていた。災害発生状況は、当日に東側の窓ガラスを拭き終わり、一旦ゴンドラを屋上に挙げてから南側に移動しようとしてゴンドラ内の作業員が上昇スイッチを押したところ、ガタン、ガタンと音を立てて 2 回数メートルずつゴンドラが降下し、それから速度を増して道路上に落下したものである。災害発生原因は、ゴンドラはモーターから減速機を経て巻上げドラムでつり上げる機構であったが、減速機のギアの

調整が悪くかみ合わせが浅くなっており、当日の上昇操作でギアが外れて制動が利かず巻き上げドラムが空転してゴンドラが落下したものである。

また、この災害の5日後に東京都中央区兜町でビルの外装清掃中のゴンドラが片づりになり、作業員2名が道路上に転落して死亡するという災害も発生した。

これらの災害を契機として、労働省は全国の279事業場を対象に一斉監督指導を実施するとともに、過去のゴンドラ災害の分析検討を行った結果、現行の労働安全衛生規則のつり足場関係条項では災害を防止するのに不十分であることが明らかとなった。これらの状況を踏まえ、労働基準法に基づきゴンドラ安全規則(昭和44・10・1 労働省令23号)が新たに制定され、昭和45年4月1日から施行された。

ゴンドラ安全規則の要点は以下のとおりである。

- (i) ゴンドラは、あらかじめ行政官庁に認可を受けなければ製造し、変更し又は設置してならないこと
- (ii) ゴンドラの構造上の安全条件をゴンドラ構造規格として定めること。また、このゴンドラ構造規格に適合することが上記(i)の認可の条件となること
- (iii) 認可を受けた後1年を経過した場合は、性能検査に合格したゴンドラでなければ使用してはならないこと
- (iv) ゴンドラの操作は、技能を選考して指名した者でなければ行わせてはならないこと
- (v) 作業開始前の点検義務を定めたこと
- (vi) ゴンドラを使用して作業を行っている箇所下方への立入禁止措置を定めたこと

また、ゴンドラ安全規則の概要は次のとおりである。

- ① ゴンドラ、積載荷重、定格速度及び許容下降速度の定義を定める(第1条)。
- ② ゴンドラを製造しようとする者は、都道府県労働基準局長の製造認可を受けなければならない。製造認可はゴンドラ構造規格に適合しないものについては与えない。(第2条)。
- ③ 製造認可を受けた者は所轄都道府県労働基準局長による製造検査を受けなければならない。なお、製造検査に合格した証として、ゴンドラに刻印を付すとともに製造検査済のゴンドラ明細書が交付される。(第3条、第4条)。
- ④ 使用検査は申請を受けて都道府県労働基準局長が行う。また、受検手続、受検時の遵守事項について定める(第5条、第6条)。
- ⑤ ゴンドラを設置しようとする者は所轄労働基準監督署長の設置認可を受けなければならない。設置認可は製造検査に合格していないものについては与えない。設置認可を受けたゴンドラ以外は使用してはならない(第7条、第9条)。
- ⑥ 所轄労働基準監督署長は設置認可を受けたゴンドラに有効期間1年のゴンドラ検査証を交付する。所轄労働基準監督署長又は性能検査代行者が行う性能

検査に合格した場合は、ゴンドラ検査証の有効期間を 1 年延長する。(第 8 条)。

- ⑦ ゴンドラ構造規格に適合した状態にゴンドラを保持しなければならない(第 10 条)。
- ⑧ 技能選考後の指名者でなければゴンドラの操作の業務につけてはならない。ゴンドラの操作者は使用中に操作位置を離れてはならない。ゴンドラの操作の合図を定め、合図者を指名して合図を行わせなければならない(第 11 条、第 14 条、第 15 条)。
- ⑨ ゴンドラに積載荷重を超える荷重をかけて使用してはならない。ゴンドラの作業床の上で脚立等を使用して作業させてはならない。ゴンドラ作業箇所の下方は関係者以外の者を立入禁止させ、その掲示をしなければならない。悪天候のため危険が予想されるときは、ゴンドラ作業を行ってはならない(第 12 条、第 13 条、第 17 条、第 18 条)。
- ⑩ ゴンドラの作業床で作業を行う場合は、命綱を使用させなければならない。ゴンドラ作業を行う場合は、必要な照度を保持しなければならない(第 16 条、第 19 条)。
- ⑪ 作業開始前にゴンドラの一定事項について点検を行い、異常を認めたときは補修しなければならない(第 20 条)。
- ⑫ ゴンドラ検査証の有効期間を経過したゴンドラについては、所轄労働基準監督署長又は性能検査代行者が行う性能検査に合格した者でなければ使用してはならない。また、性能検査の受検手続等について定める(第 21 条～第 22 条)。
- ⑬ 設置されているゴンドラの一定部分を変更しようとするときは、所轄労働基準監督署長の変更認可を受けなければならない(第 23 条)。
- ⑭ 変更認可を受けたゴンドラは、所轄労働基準監督署長による変更検査を受けなければならない。また、変更検査に合格したゴンドラ以外は使用してはならない。また、受検手続、受検時の遵守事項について定める(第 9 条、第 24 条、第 25 条)。
- ⑮ ゴンドラの使用の廃止及び休止の手続きを定める(第 26 条)。
- ⑯ 性能検査代行者の労働大臣への指定申請・変更の手続き及びゴンドラ代行検査報告書の所轄労働基準監督署長への提出について定める(第 27 条)。
- ⑰ ゴンドラに事故が発生したときは、所轄労働基準監督署長にゴンドラ事故報告書を提出しなければならない(第 28 条)。

また、ゴンドラ安全規則第 2 条第 2 項に基づき、ゴンドラの構造要件としてゴンドラ構造規格(昭和 44・12・27 労働省告示 53 号)が制定され、昭和 45 年 4 月 1 日に施行された。ゴンドラ構造規格には、構造部分等(材料、許容応力、強度計算

等、作業床等、加工)、機械部分(ブレーキ等、安全装置等)、ワイヤロープ等、雑則(標示等)が規定された。

(3) 労働安全衛生法に基づく「ゴンドラ安全規則」の制定まで

労働安全衛生法(昭和47・6・8 法律57号)が昭和47年に労働基準法(昭和22・4・7 法律49号)から分離独立して制定されたことに伴い、労働基準法に基づく「ゴンドラ安全規則」(昭和44・10・1 労働省令23号)が廃止され、労働安全衛生法に基づく「ゴンドラ安全規則」(昭和47・9・30 労働省令35号)が新たに制定され、昭和47年10月1日から施行された。この新規則は、旧規則の名宛人の「使用者」を「事業者」に変更したものである。

ゴンドラの規制について、労働基準法に基づく「ゴンドラ安全規則」から労働安全衛生法に基づく「ゴンドラ安全規則」への主要な変更点は、以下のとおりである。

- (i) ゴンドラ検査証は、製造検査又は使用検査に合格したゴンドラについて都道府県労働基準局長が交付すると定めたこと
- (ii) ゴンドラの設置認可制度及び変更認可制度を廃止して届出制度に改めるとともに、届出事項等を整備したこと
- (iii) ゴンドラの操作の業務につかせるときの特別教育の制度を導入し、その科目等を定めたこと
- (iv) ゴンドラについて定期自主検査の制度を導入し、その実施時期、検査項目、記録の作成等を定めたこと
- (v) 使用を休止したゴンドラを再び使用しようとする場合は、所轄労働基準監督署長の使用再開検査を受けなければならないと定めたこと

(4) 現行の「ゴンドラ安全規則」まで

ゴンドラ構造規格(平成6年労働省告示第26号)が平成6年3月28日に公布され、平成6年8月1日から適用されることとなった。この改正は、最近におけるゴンドラに係る技術の進歩及びゴンドラを使用する建築物の高層化の進展に対応させるとともに、諸外国のゴンドラの構造に関する規格との整合性の確保を図るため、ゴンドラ構造規格を全面的に見直すこととし、従前のゴンドラ構造規格(昭和44年労働省告示53号)を廃止し、新たなゴンドラ構造規格(平成6年労働省告示26号)が制定された。

従前の「ゴンドラ構造規格」から新たな「ゴンドラ構造規格」への主要な変更点は、以下のとおりである。

- (i) 構造部分に使用できる材料にステンレス鋼及びアルミニウム合金を追加し、それに伴う所要の整備を行ったこと
- (ii) 国際単位系との整合性を図るため、力の単位を「ニュートン」とし、それに伴う所要の整備を図ったこと

- (iii) 輸入したゴンドラに対応できるよう規定を整備したこと
- (iv) 材料に係る計算に使用する許容応力の値を計算式により求めることとしたこと
- (v) 積載荷重、昇降慣性力及び走行慣性力を求める基準を変更したこと
- (vi) 軌道式のゴンドラの軌道切り替え部での脱輪の防止のための構造を定めたこと
- (vii) 管等で覆われているワイヤロープについて、容易に点検できる構造を定めたこと
- (viii) 人力によるゴンドラ（人力により昇降するゴンドラ）のブレーキに関する規定を削除したこと
- (ix) その他クレーン構造規格等との整合性を図ったこと

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第184号)が平成30年6月8日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第75号)及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第249号)が平成30年6月19日にそれぞれ公布又は告示され、平成31年2月1日から施行又は適用することとされたところである。この改正省令にはクレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)が含まれ、諸外国や国際標準化機構(ISO)の動向等を踏まえ、高所作業において安全带を使用させることを義務付ける規定及び安全带の使用状況の点検等を義務付ける規定等について、「安全带」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(以下「要求性能墜落制止用器具」という。)」に改めるとともに、要求性能墜落制止用器具の安全要件の向上を図ることとしたものである。

現行のゴンドラ安全規則の概要は次のとおりである。

- ① ゴンドラ、積載荷重、定格速度及び許容下降速度の定義を定める(第1条)。
- ② ゴンドラを製造しようとする者は、都道府県労働局長の製造許可を受けなければならない。製造許可を受けた者が検査設備等を変更したときは所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。(第2条、第3条)。
- ③ ゴンドラを製造した者は所轄都道府県労働局長による製造検査を受けなければならない。なお、製造検査に合格した証として、ゴンドラに刻印を付すとともに製造検査済のゴンドラ明細書が交付される。また、受検手続、受検時の遵守事項について定める(第4条、第5条)。
- ④ 輸入、廃止等をしたゴンドラは都道府県労働局長による使用検査を受けなければならない。なお、製造検査に合格した証として、ゴンドラに刻印を付すとともに製造検査済のゴンドラ明細書が交付される。また、受検手続、受検時の遵守事項について定める(第6条、第7条)。
- ⑤ 所轄都道府県労働局長等は製造検査又は使用検査に合格したゴンドラに有効

期間 1 年の Gondra 検査証を交付する。Gondra 検査証の書き換え・再交付手続きを定める（第 8 条、第 9 条）。

- ⑥ Gondra を設置しようとする事業者は所轄労働基準監督署長に Gondra 明細書、Gondra 検査証を添えて Gondra 設置届を提出しなければならない（第 10 条）。
- ⑦ Gondra 構造規格に適合する Gondra でなければ使用してはならない（第 11 条）。
- ⑧ Gondra の操作の業務につかせるときは所定の科目等の特別教育を行わなければならない。Gondra の操作者は使用中に操作位置を離れてはならない。Gondra の操作の合図を定め、合図者を指名して合図を行わせなければならない（第 12 条、第 15 条、第 16 条）。
- ⑨ Gondra に積載荷重を超える荷重をかけて使用してはならない。Gondra の作業床の上で脚立等を使用して作業させてはならない。Gondra 作業箇所の下方は関係者以外の者を立入禁止させ、その掲示をしなければならない。悪天候のため危険が予想される時は、Gondra 作業を行ってはならない（第 13 条、第 14 条、第 18 条、第 19 条）。
- ⑩ Gondra の作業床で作業を行う場合は、要求性能墜落制止用器具等を使用させなければならない。Gondra 作業を行う場合は、必要な照度を保持しなければならない（第 17 条、第 20 条）。
- ⑪ Gondra は、1 月以内ごとに 1 回所定事項について定期自主検査を行い、作業開始前に一定事項の点検を行わなければならない。また、定期自主検査又は点検で異常を認めたときは補修しなければならない（第 21 条～第 23 条）
- ⑫ Gondra 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は登録性能検査機関による性能検査を受けなければならない。また、受検手続、受検時の遵守事項について定める（第 24 条～第 27 条の 2）。
- ⑬ Gondra の一定部分を変更しようとするときは、所轄労働基準監督署長に変更届を提出しなければならない（第 28 条）。
- ⑭ 一定部分に変更を加えた Gondra は、所轄労働基準監督署長による変更検査を受けなければならない。また、受検手続、受検時の遵守事項等について定める（第 29 条～第 31 条）
- ⑮ Gondra の使用の廃止及び休止の手続きを定める（第 32 条、第 36 条）。
- ⑯ 使用を休止した Gondra を再び使用しようとする者は所轄労働基準監督署長による使用再開検査を受けなければならない。また、受検手続、受検時の遵守事項等について定める（第 32 条～第 35 条）

II 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則(昭和 47・9・30 労働省令 32 号)との関係

1 労働安全衛生法(昭和47・6・8 法律57号)との関係

現行の「ボイラー及び圧力容器安全規則」(昭和47・9・30 労働省令33号)、クレーン等安全規則(昭和47・9・30 労働省令34号)及びゴンドラ安全規則(昭和47・9・30 労働省令35号)(以下「特別安全規則」という)は、いずれも規制対象機械の製造に始まり、設置、使用、変更、休止、廃止等に至る基本的にすべての段階における規制が定められている。これらの根拠条文は、労働安全衛生法(昭和47・6・8 法律57号)の次の条文(罰則に関する部分を除く)である。

第3章 安全衛生管理体制

(作業主任者)

第14条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働基準局長の免許を受けた者又は都道府県労働基準局長若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行なう技能講習を修了した者のうちから、労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の労働省令で定める事項を行なわせなければならない。

第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

(事業者の講ずべき措置等)

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第26条 労働者は、事業者が第20条から前条までの規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

第5章 機械等及び有害物に関する規制

第1節 機械等に関する規制

(製造の許可)

第37条 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第1に掲げるもので、政令で定めるもの(以下「特定機械等」という。)を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長

の許可を受けなければならない。

- 2 都道府県労働局長は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(検査)

第38条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、当該特定機械等が、特別特定機械等（特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録製造時等検査機関」という。）の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（次項において「輸入時等検査対象機械等」という。）について当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。

- 一 当該特定機械等を本邦に輸出しようとするとき。
二 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者（以下この号において単に「他の者」という。）である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないとき。

- 3 特定機械等（移動式のものを除く。）を設置した者、特定機械等の厚生労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

(検査証の交付等)

第39条 都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関は、前条第1項又は第2項の検査（以下「製造時等検査」という。）に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

2 労働基準監督署長は、前条第3項の検査で、特定機械等の設置に係るものに合格した特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

3 労働基準監督署長は、前条第3項の検査で、特定機械等の部分の変更又は再使用に係るものに合格した特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等の検査証に、裏書を行う。

(使用等の制限)

第40条 前条第1項又は第2項の検査証(以下「検査証」という。)を受けていない特定機械等(第38条第3項の規定により部分の変更又は再使用に係る検査を受けなければならない特定機械等で、前条第3項の裏書を受けていないものを含む。)は、使用してはならない。

2 検査証を受けた特定機械等は、検査証とともにするのでなければ、譲渡し、又は貸与してはならない。

(検査証の有効期間等)

第41条 検査証の有効期間(次項の規定により検査証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新された検査証の有効期間)は、特定機械等の種類に応じて、厚生労働省令で定める期間とする。

2 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録性能検査機関」という。)が行う性能検査を受けなければならない。

(譲渡等の制限)

第42条 特定機械等以外の機械等で、別表第2に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

(個別検定)

第44条 第42条の機械等(次条第1項に規定する機械等を除く。)のうち、別表第3に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録個別検定機関」という。)が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の機械等を輸入した者が当該機械等を外国において製造した者(以下この項において「外国製造者」という。)以外の者(以下この項において単に「他の者」という。)である場合において、

当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないときは、当該外国製造者は、厚生労働省令で定めるところにより、自ら登録個別検定機関が個々に行う当該機械等についての検定を受けることができる。当該検定が行われた場合においては、当該機械等を輸入した者については、同項の規定は、適用しない。

- 3 登録個別検定機関は、前2項の検定（以下「個別検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る機械等が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該機械等を個別検定に合格させてはならない。
- 4 個別検定を受けた者は、当該個別検定に合格した機械等に、厚生労働省令で定めるところにより、当該個別検定に合格した旨の表示を付さなければならない。
- 5 個別検定に合格した機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- 6 第1項の機械等で、第4項の表示が付されていないものは、使用してはならない。

（定期自主検査）

第45条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

- 2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第54条の3第1項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第1項の規定による自主検査の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の自主検査指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは検査業者又はこれらの団体に対し、当該自主検査指針に関し必要な指導等を行うことができる。

第6章 労働者の就業に当たつての措置

（安全衛生教育）

第59条

- 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者

をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

(就業制限)

第61条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第1項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第24条第1項(同法第27条の2第2項において準用する場合を含む。)の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前3項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

第8章 免許等

(免許)

第72条 第12条第1項、第14条又は第61条第1項の免許(以下「免許」という。)は、第75条第1項の免許試験に合格した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、免許証を交付して行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

一 第74条第2項(第3号を除く。)の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者

二 前号に掲げる者のほか、免許の種類に応じて、厚生労働省令で定める者

3 第61条第1項の免許については、心身の障害により当該免許に係る業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものには、同項の免許を与えないことがある。

4 都道府県労働局長は、前項の規定により第61条第1項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第73条 免許には、有効期間を設けることができる。

2 都道府県労働局長は、免許の有効期間の更新の申請があつた場合には、

当該免許を受けた者が厚生労働省令で定める要件に該当するときでなければ、当該免許の有効期間を更新してはならない。

(免許の取消し等)

第74条 都道府県労働局長は、免許を受けた者が第72条第2項第2号に該当するに至ったときは、その免許を取り消さなければならない。

2 都道府県労働局長は、免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その免許を取り消し、又は期間(第1号、第2号、第4号又は第5号に該当する場合にあつては、6月を超えない範囲内の期間)を定めてその免許の効力を停止することができる。

一 故意又は重大な過失により、当該免許に係る業務について重大な事故を発生させたとき。

二 当該免許に係る業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。

三 当該免許が第61条第1項の免許である場合にあつては、第72条第3項に規定する厚生労働省令で定める者となつたとき。

四 第110条第1項の条件に違反したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、免許の種類に応じて、厚生労働省令で定めるとき。

3 前項第3号に該当し、同項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

(厚生労働省令への委任)

第74条の2 前3条に定めるもののほか、免許証の交付の手續その他免許に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(試験)

第75条 免許試験は、厚生労働省令で定める区分ごとに、都道府県労働局長が行う。

2 前項の免許試験(以下「免許試験」という。)は、学科試験及び実技試験又はこれらのいずれかによつて行う。

3 都道府県労働局長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う教習を修了した者でその修了した日から起算して1年を経過しないものその他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 前項の教習(以下「教習」という。)は、別表第17に掲げる区分ごとに

行う。

- 5 免許試験の受験資格、試験科目及び受験手続並びに教習の受講手続その他免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(技能講習)

第76条 第14条又は第61条第1項の技能講習（以下「技能講習」という。）は、別表第18に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行う。

- 2 技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。
- 3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第10章 監督等

(計画の届出等)

第88条 事業者は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の30日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第28条の2第1項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

- 6 労働基準監督署長は第1項又は第3項の規定による届出があつた場合において、厚生労働大臣は第2項の規定による届出があつた場合において、それぞれ当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

(報告等)

第100条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

- 2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところに

より、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

- 3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

第11章 雑則

(許可等の条件)

第110条 この法律の規定による許可、免許、指定又は登録(第54条の3第1項又は第84条第1項の規定による登録に限る。次項において同じ。)には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、当該許可、免許、指定又は登録に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該許可、免許、指定又は登録を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(不服申立ての制限)

第111条 第38条の検査、性能検査、個別検定又は型式検定の結果についての処分については、審査請求をすることができない。

(手数料)

第112条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国(指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者にあつては指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする者にあつては指定登録機関)に納付しなければならない。

- 一 免許を受けようとする者
- 二 技能講習(登録教習機関が行うものを除く。)を受けようとする者
- 三 第37条第1項の許可を受けようとする者
- 四 第38条の検査(登録製造時等検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者
- 五 検査証の再交付又は書替え(登録製造時等検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者
- 六 性能検査(登録性能検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者
- 七 個別検定(登録個別検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者
- 九 第七十二条第一項の免許証の再交付又は書替えを受けようとする者
- 十 免許の有効期間の更新を受けようとする者
- 十一 免許試験を受けようとする者

別表第1（第37条関係）

- 一 ボイラー
- 二 第一種圧力容器（圧力容器であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）

別表第2（第42条関係）

- 二 第二種圧力容器（第一種圧力容器以外の圧力容器であつて政令で定めるものをいう。次表において同じ。）
- 三 小型ボイラー
- 四 小型圧力容器（第一種圧力容器のうち政令で定めるものをいう。次表において同じ。）
- 七 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置

別表第3（第44条関係）

- 二 第二種圧力容器
- 三 小型ボイラー
- 四 小型圧力容器

別表第18（第76条関係）

- 十八 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 十九 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 二十六 床上操作式クレーン運転技能講習
- 二十七 小型移動式クレーン運転技能講習
- 三十七 ボイラー取扱技能講習

労働安全衛生法の根拠条文と特別安全規則の各条文との対応関係は、以下のとおりである。

(1) 作業主任者（法14条）

ボイラー則16条、24条、62条

(2) 危険防止措置（法20条、27条）

ボイラー則18条～22条、26条、28条～30条1項、33条、34条、61条2項、64条～66条、68条、69条、86条、87条、89条、93条、95条

クレーン則12条～15条、17条～20条の2、23条～33条、36条、37条、39条、62条、64条～66条の3、69条～75条の2、78条、80条、102条、104条～106条、109条～112条、114条～118条、121条、122条、124条、146条、148条～153条、156条、158条、181条、182条、184条～191条、193

条、194条、196条、203条～207条、210条、212条～220条
ゴンドラ則11条、13条～20条、22条、23条

(3) 労働者の遵守事項（法26条、27条）

ボイラー則30条2項、31条2項

クレーン則25条2・3項、27条3項、32条2項、71条2・3項、73条3項、
75条2項、111条2・3項、113条2項、117条2項、185条2・3項186条2
項、190条2項、206条2項、207条2項

ゴンドラ則15条2項、16条2・3項、17条3項

(4) 製造の許可（法37条）

ボイラー則3条、49条、ボイラー及び第一種圧力容器製造許可基準（昭和
47年労働省告示第75号）

クレーン則3条、53条、94条、138条、172条、クレーン等製造許可基準
（昭和47年労働省告示第76号）

ゴンドラ則2条、クレーン等製造許可基準（昭和47年労働省告示第76号）

(5) 製造時等検査等（法38条）

ボイラー則2条の2、5条～8条、12条～14条、41条、51条～54条、57条
～59条、

クレーン則6条、7条、55条～58条、98条、130条、131条、134条、135
条、141条、142条、164条、165条、168条、169条、175条、176条、198
条、199条

ゴンドラ則4条～7条、29条、30条、33条、34条

(6) 検査証の交付（法39条）

ボイラー則5条5項、12条6項、15条、43条、44条、47条、48条、60条、
78条、79条、82条、83条

クレーン則9条、16条、47条、51条、52条、59条、63条、88条、92条、
93条、99条、103条、132条、136条、137条、143条、147条、166条、170
条、171条、177条、180条、200条、201条

ゴンドラ則8条、31条、35条、36条

(7) 検査証の有効期間等（法41条）

ボイラー則37条～40条、72条～75条

クレーン則10条、40条～43条、60条、81条～84条、100条、125条～128
条、144条、159条～162条、178条、

ゴンドラ則9条、24条～27条

(8) 譲渡等の制限等（法42条）

圧力容器構造規格（平成15年厚生労働省告示第196号）

小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格（昭和50年労働省告示第84号）

簡易ボイラー等構造規格（昭和 50 年労働省告示第 65 号）
クレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号）
移動式クレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 135 号）
デリック構造規格（昭和 37 年労働省告示第 55 号）
エレベーター構造規格（平成 5 年労働省告示第 91 号）
建設用リフト構造規格（昭和 37 年労働省告示第 58 号）
簡易リフト構造規格（昭和 37 年労働省告示第 57 号）
クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格（昭和 47 年労働省告示第 81 号）

(9) 個別検定（法 44 条）

ボイラー則 84 条、90 条の 2

(10) 定期自主検査（法 45 条）

ボイラー則 32 条、67 条、88 条、94 条

クレーン則 34 条、35 条、38 条、76 条、77 条、79 条、119 条、120 条、123 条、154 条、155 条、157 条、192 条、195 条、208 条、209 条、211 条

ゴンドラ則 21 条

(11) 安全衛生教育（法 59 条）

ボイラー則 92 条

クレーン則 21 条、67 条、107 条、183 条、222 条

ゴンドラ則 12 条

(12) 就業制限（法 61 条）

ボイラー則 9 条、23 条、35 条、55 条、70 条

クレーン則 22 条、68 条、108 条、221 条

(13) 免許（法 72 条）

ボイラー則 97 条～99 条、104 条～106 条、113 条、114 条、119 条

クレーン則 223 条～225 条、229 条、230 条、230 条の 4

(14) 免許の有効期間（法 73 条）

ボイラー則 107 条

(15) 免許の取消し等（法 74 条）

ボイラー則 119 条 2 項

(16) 免許試験（法 75 条）

ボイラー則 101 条～103 条、109 条～112 条、115 条～118 条

クレーン則 226 条～228 条、232 条～234 条、240 条、241 条、243 条、

(17) 技能講習（法 76 条）

ボイラー則 122 条～124 条

クレーン則 244 条～247 条、

(18) 計画の届出等 (法 88 条)

ボイラー則 10 条、11 条、41 条、56 条、76 条

クレーン則 5 条、44 条、85 条、96 条、129 条、140 条、163 条、174 条、197 条

ゴンドラ則 10 条、28 条、29 条 4 項

(19) 報告等 (法 100 条)

ボイラー則 4 条、11 条、45 条、50 条、80 条、91 条

クレーン則 4 条、11 条、48 条、54 条、61 条、89 条、95 条、101 条、133 条、139 条、145 条、167 条、173 条、202 条

ゴンドラ則 3 条、32 条

(20) 許可等の条件 (法 110 条)

ボイラー則 99 条、106 条

クレーン則 224 条の 4、225 条、230 条の 4

2 労働安全衛生規則(昭和 47・9・30 労働省令 32 号)との関係

特別安全規則は、いずれも労働安全衛生規則から分離独立したものであり、規制対象機械の規制を完結した形で規定している。また、労働安全衛生規則を一般則とする特別安全規則はその特別規則の関係にある。

しかし、規制の一覧性を確保するため、労働安全衛生法に基づく特別教育については労働安全衛生規則第 36 条第 14 号に、また免許試験については労働安全衛生規則第 69 条に、それぞれ特別安全規則に定めるものも含める形で網羅的に規定されている。

III 各規則の基本構造・体系の共通性等

1 特別安全規則の基本構造・体系の共通性等の特徴

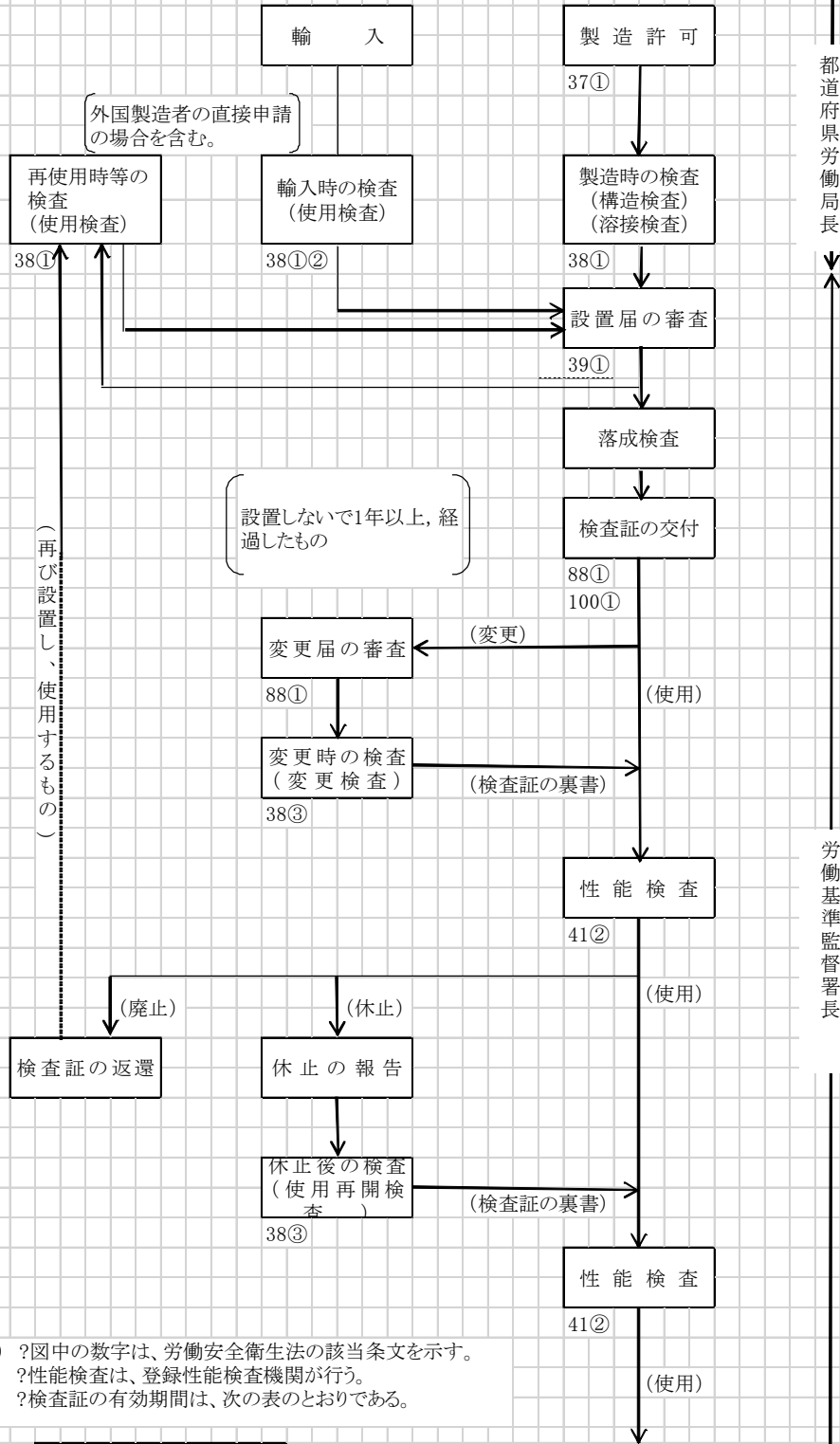
特別安全規則の基本構造・体系の共通性等の特徴は、次のとおりである。

(1) 規制対象機械の製造から、設置、使用、変更、休止、廃止等の各段階に至る一貫した規制

規制対象機械の製造者、使用者等に製造許可、製造検査又は溶接検査・構造検査、設置届又は設置報告、落成検査、性能検査、変更届、変更検査、休止・廃止報告、使用再開検査、使用検査等の手続きをとらせることにより、規制対象機械の使用等に伴う安全の確保を図る仕組みが構築されている。これは、検査対象機械のリスクに重大な変化が生じ得る場面である安全確保上の重要な節目の時点で、行政官庁又は第三者機関による許可・届出・検査等を通じて安全確認を行うことにより、検査対象機械による災害を未然に防止しようというものである。

ボイラー及び第一種圧力容器、クレーン・デリック・エレベーター及び建設用リフト、移動式クレーン及びゴンドラについて、製造許可、検査等を中心とした規制のフロー図を順に以下に示す。

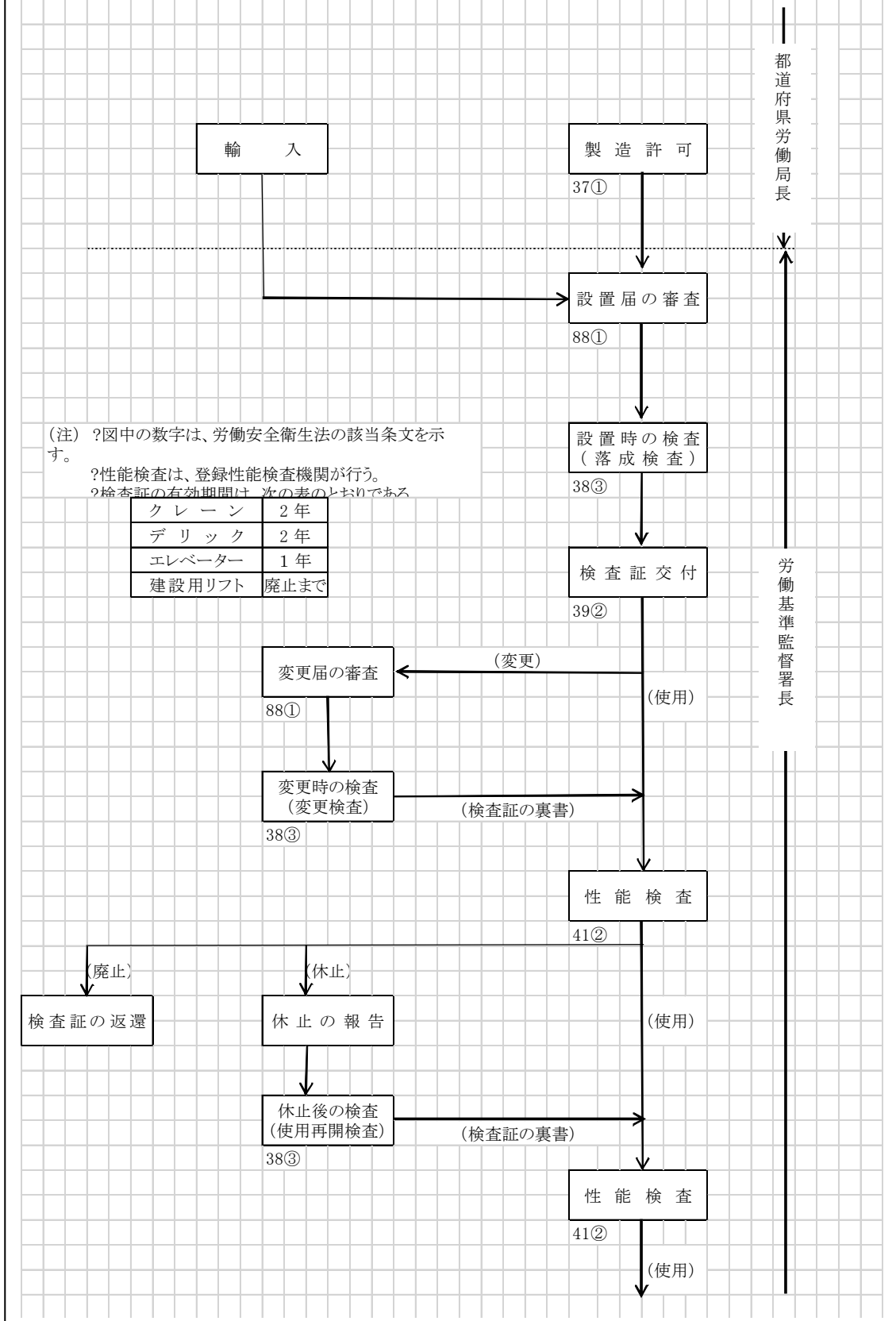
ボイラー及び第一種圧力容器の検査規制一覧



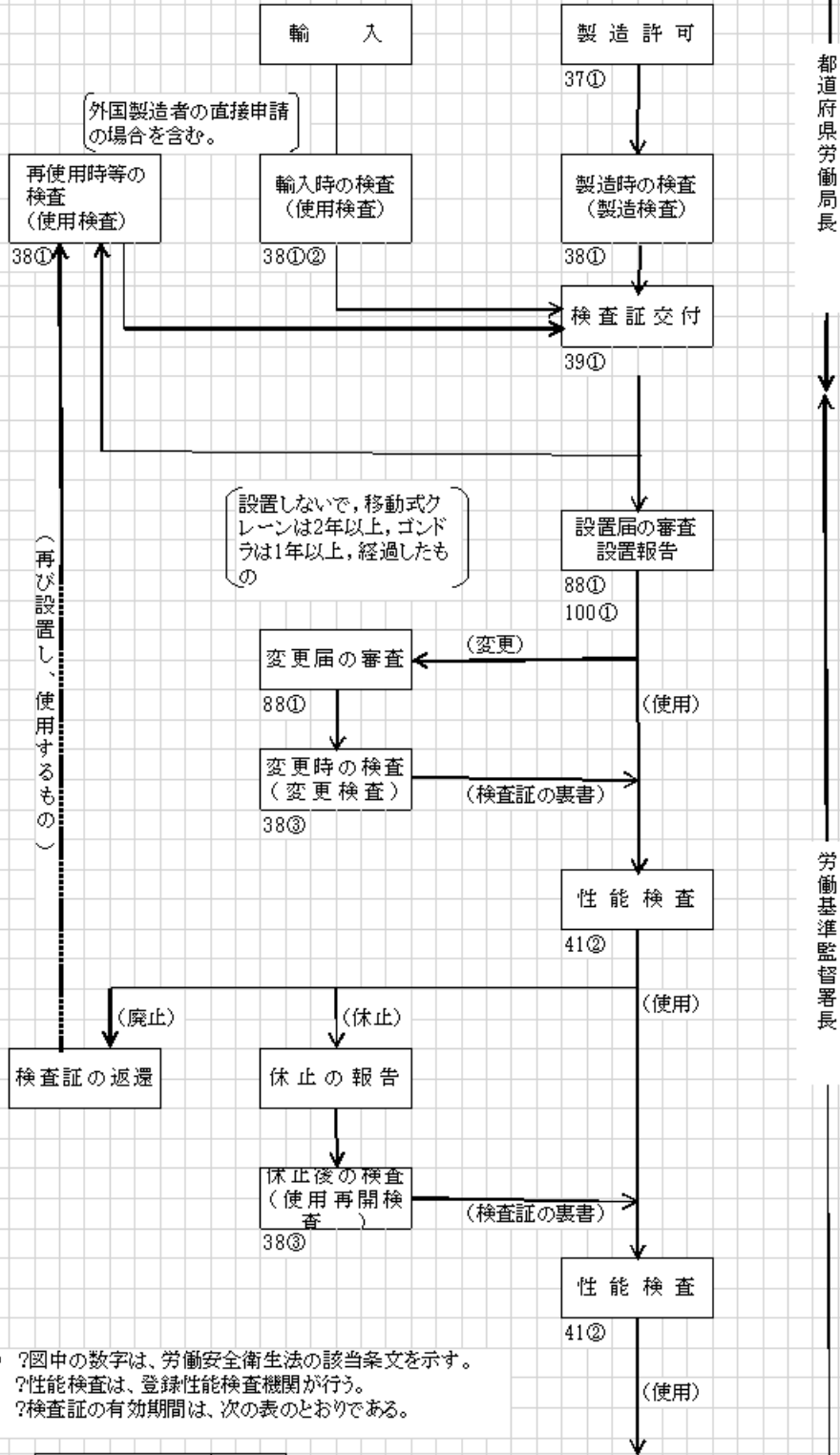
(注) ?図中の数字は、労働安全衛生法の該当条文を示す。
 ?性能検査は、登録性能検査機関が行う。
 ?検査証の有効期間は、次の表のとおりである。

ボイラー	1年
第一種圧力容器	1年

クレーン、デリック、エレベーター及び建設用リフトの検査規制一覧



移動式クレーン及びゴンドラの検査規制一覧



クレーン、デリック及び移動式クレーンの運転・操作並びに玉掛の資格を次に示す。

1 クレーン及びデリックの運転資格

つり上げ荷重	種 類	免許			運 転 技 能 講 習	床 上 操 作 式 ク レー ン	別 教 育	ク レー ン の 運 転 の 特 別 教 育	デ リ ック の 運 転 の 特 別 教 育
		ク レー ン 運 転 士 免 許	定 免 許	ク レー ン 運 転 限 定 免 許					
5 トン以上	クレーン	○	○						
	デリック	○							
	床上運転式クレーン	○	○	○					
	床上操作式クレーン	○	○	○	○				
	跨線テルハ	○	○	○	○	○	○		
5 t 未満	クレーン	○	○	○	○	○	○		
	デリック	○							○

2 移動式クレーンの運転資格

つり上げ荷重	移動式クレーン運 転士免許	小型移動式クレー ン技能講習	移動式クレーンの 運転の特別教育
5 t 以上	○		
1 トン以上 5 トン未満	○	○	
1 トン未満	○	○	○

3 建設用リフトの運転資格

建設用リフト（積載荷重が 0.25t 以上でガイドレールの高さが 10m 以上のもの）	建設用リフトの運転の特別教育
---	----------------

4 ゴンドラの操作の資格

ゴンドラ	ゴンドラの取扱い業務の特別教育
------	-----------------

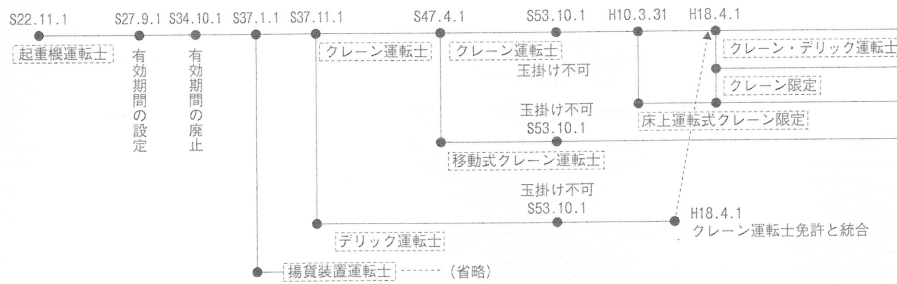
5 玉掛け業務の資格

クレーン等のつり上げ荷重	玉掛け資格
1 t 以上	玉掛け技能講習
1 t 未満	玉掛け業務の特別教育

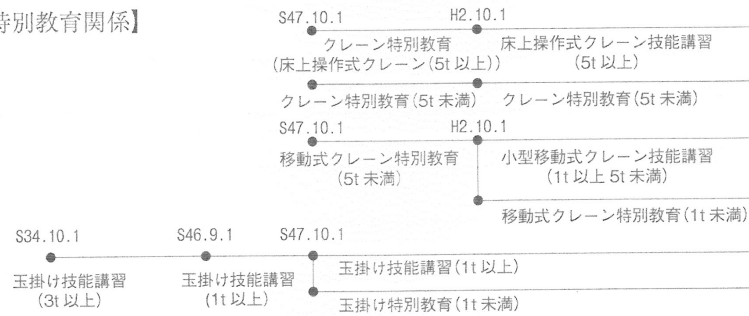
クレーン等の免許・資格の変遷を次に示す。

クレーン等の免許・資格の変遷

【免許関係】（図の年月日は省令の施行月日である。）



【技能講習・特別教育関係】



参 考（表中の年月日は省令の公布日である。）

クレーン 運転士	S22.10.31	省令第9号	起重機運転士免許が新設された。
	S27.8.31	省令第25号	免許証の有効期間が5年となる。
	S34.7.24	省令第21号	免許証の有効期間制度が廃止される。
	S36.11.14	省令第24号	起重機運転士免許から揚貨装置運転士免許が分かれた。
運移 動式 クレーン	S37.7.31	省令第16号	起重機運転士免許が、クレーン運転士免許、デリック運転士免許に分かれた。
	S46.7.16	省令第21号	クレーン運転士免許から移動式クレーン運転士免許が分かれた。
	H10.2.25	省令第3号	クレーン運転士免許に床上運転式クレーンに限定した免許が設けられた。
	H18.1.5	省令第1号	クレーン運転士免許及びデリック運転士免許が統合され、クレーン・デリック運転士免許となった。同時にクレーンに限定した免許が設けられた。
運 デ リ ク ク レー ン 運 転 士	S46.7.16	省令第21号	クレーン運転士免許から移動式クレーン運転士免許が分かれた。
	S37.7.31	省令第16号	起重機運転士免許が、クレーン運転士免許、デリック運転士免許に分かれた。
	H18.1.5	省令第1号	クレーン運転士免許及びデリック運転士免許が統合され、クレーン・デリック運転士免許となった。
	玉 掛 け 業 務	S34.7.24	省令第21号
S46.7.16		省令第21号	技能講習修了者の対象が、つり上げ荷重1t以上のクレーン等となった。
S47.9.30		省令第32号	つり上げ荷重1t未満のクレーン等の玉掛け作業は、特別教育を修了した者でなければ就けなくなった。
S53.9.29		省令第35号	クレーン、移動式クレーン及びデリックの運転士免許では玉掛け業務に就くことができなくなった。

(2) 規制対象機械のリスクに応じた規制

規制対象機械のリスクの高低に応じて規制の強弱を設定する仕組みとなっている。

具体的には、最もリスクの高い規制対象機械（ボイラー、クレーン等）は、特定機械等として法的に位置づけ、製造許可、設置・変更届、各種検査、作業主任者、取扱い・運転・溶接業務等の就業制限、使用時の安全措置等のフルスペックの規制を行っている。

次にリスクの高い規制対象機械（小型ボイラー、第二種圧力容器等）については、個別検定、定期自主検査、特別教育、使用時の一定の安全措置等の規制を行っている。

それよりリスクの低い規制対象機械（簡易ボイラー、小規模のクレーン等）については、構造規格の具備を義務付け、具備しないものの譲渡・貸与・設置・使用の禁止、使用時の一定の安全措置等の規制で対応している。

(3) 規制対象機械による災害を防止するため、物的規制、人的規制及び管理的規制からなる総合的規制

規制対象機械の物的規制としては、製造許可、設置・変更届、各種検査の受検、検査証を用いた確認等があり、人的規制としては免許所持者、技能講習修了者による就業制限、特別教育の受講等があり、管理的規制としては、作業主任者による管理、定期自主検査・補修、構造規格不適合時の使用制限、安全装置等の付属品の管理、過負荷等の危険行為の制限、一定事項の標示等がある。

これらの物的規制、人的規制及び管理的規制を総合的に推進することにより、災害防止の実効性を確保する仕組みとなっている。

2 特別安全規則の見直しの提言

上記1に示したように、特別安全規則の規制体系には一定の共通性がみられるが、主なハザードが破裂・爆発等である熱機関としてボイラー等に対する規制と、主なハザードが損壊・転倒等の動力運搬機関であるクレーン等に対する規制は、その内容、方法等が大きく異なるため、両者を統合して1つの規則にまとめるのは、適切ではない。また、規制内容のわかりやすさという観点からも、ボイラー等に対する規制とクレーン等に対する規制は、現行のように別の規則で定めるのが効果的である考えられる。

ただし、クレーン等安全規則とゴンドラ安全規則については、規制体系の類似性だけでなく、主なハザードの面でも共通しており、ゴンドラ安全規則をクレーン等安全規則の統合することが適切である。具体的には、クレーン等安全規則にゴンドラの章を新たに追加することで対応できると考えられる。

なお、常設型のゴンドラは常設で使用されるクレーンと同様に設置状況の安全確認を重視する規制に見直し、可搬型のゴンドラは移動して異なる場所で使用される移動

式クレーンと同様に現行の規制を踏襲するのがより合理的であると考えられる。具体的には、常設型のゴンドラについては、製造時に機体の構造・機能等の確認する現行の製造検査の方式から機体の構造・機能等だけでなく設置場所の据付状況を確認する落成検査の方式に移行することが安全確保の観点からより効果的であると考えられる。

IV 定義・範囲

特別安全規則の規制対象機械及び重要用語の定義・範囲等は、次のとおりである。

1 ボイラー及び圧力容器安全規則

(1) ボイラー

① 定義

ボイラーの本質的な定義は、火気、高温ガス又は電気を熱源として水又は熱媒を加熱し蒸気又は温水を作り、蒸気又は温水を他に供給する装置である。

特定機械等の規制を受けるボイラーの定義は、蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう（労働安全衛生法施行令第1条第3号）。

イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が 0.5 m²以下のもの又は胴の内径が 200mm 以下で、かつ、その長さが 400mm 以下のもの

ロ ゲージ圧力 0.3MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が 0.0003 m³以下のもの

ハ 伝熱面積が 2 m²以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が 25mm 以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力 0.05MPa 以下で、かつ、内径が 25mm 以上の U 形立管を蒸気部に取り付けたもの

ニ ゲージ圧力 0.1MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 4 m²以下のもの

ホ ゲージ圧力 1MPa 以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が 150mm を超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が 5 m²以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 200mm 以下で、かつ、その内容積が 0.02 m³以下のものに限る。）

へ 内容積が 0.004 m³以下の貫流ボイラー（管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力を MPa で表した数値と内容積を m³で表した数値との積が 0.02 以下のもの

② 適用範囲と規制

ボイラーは、蒸気ボイラーと温水ボイラーに大別される。

蒸気ボイラーの範囲は、ボイラー本体の他にこれに付設された主蒸気止め弁、給水弁、及び吹出し弁並びに本体とこれらの弁との間の蒸気管、給水管及び吹出管

を含むと解される。

また、温水ボイラーの範囲は、基本的には同様であるが、止め弁がない場合にはボイラー本体に最も近いフランジ継手までの温水管を含むと解される。

さらに、発生炉ガスボイラー、鋳鉄製ボイラー等については、コレクタその他ボイラーと一体として作用するものはボイラー本体に含まれると解される。

なお、附属設備として明示されている過熱器と節炭器は、ボイラーと一体として作用していることから、ボイラー室から遠く離れた場所に設けられ第二種圧力容器として扱われる独立過熱器の場合を除き、ボイラーに含まれると解される。

また、脱気器、給水加熱器、蒸気だめ等は、圧力容器として扱われ、ボイラーには含まれないと解される。

ボイラーは破裂・爆発等による極めて高い危険性を有する設備であるため、最も厳格な規格であるボイラー構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 197 号）が適用されるとともに、製造許可、溶接検査、構造検査、設置届、落成検査、性能検査、変更検査、休止・廃止の報告、使用再開検査、使用検査、作業主任者の選任、ボイラー技士免許所持者による就業制限、定期自主検査、使用に係る安全確保措置等の最も厳しい規制を受ける（法第 14 条、第 20 条、第 37 条～第 41 条、第 45 条、第 61 条、第 88 条等）。

（２） 小型ボイラー

① 定義

小型ボイラーは、ボイラーのうち、次に掲げるボイラーをいう（労働安全衛生法施行令第 1 条第 4 号）。

イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が 1 m²以下のもの又は胴の内径が 300mm 以下で、かつ、その長さが 600mm 以下のもの

ロ 伝熱面積が 3.5 m²以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が 25mm 以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力 0.05MPa 以下で、かつ、内径が 25mm 以上の U 形立管を蒸気部に取り付けたもの

ハ ゲージ圧力 0.1MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 8 m²以下のもの

ニ ゲージ圧力 0.2MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 2 m²以下のもの

ホ ゲージ圧力 1MPa 以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が 150mm を超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が 10 m²以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 300mm 以下で、かつ、その内容積が 0.07 m³以下のものに限る。）

② 適用範囲と規制

小型ボイラーは、ボイラーのうち低圧、小型のものであり、高圧、大型のボイラーに比べ、危険度が低く、取扱いも容易なため、一般のボイラーとは別の緩い規制が行われている。

具体的には、小型ボイラーに対しては、小型ボイラー及び小型压力容器構造規格（昭和 50 年労働省告示第 84 号）の第 1 章「小型ボイラー構造規格」が適用され、製造者又は輸入者は行政官庁又は登録個別検定機関による個別検定を受けなければならない、個別検定に合格した表示がなければ使用が禁止される（法第 44 条、施行令第 14 条第 3 号）。また、構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止されている（法第 42 条、別表第 2 第 3 号、法第 20 条・第 27 条第 1 項、労働安全衛生規則第 27 条）。そのほか、使用にあたっては、設置報告、特別教育、定期自主検査等が義務付けられる（法第 45 条・59 条・100 条）。

なお、高圧の貫流ボイラーが小型ボイラーと定義されているのは、貫流ボイラーが主として水管により構成され、ドラムがないことから、保有水量が少なく、破裂等の危険性が低いからである。しかし、気水分離機には飽和水が蓄積され、気水ドラムと同様の危険性を有するので、気水分離機を有するものについては、管寄せ又は気水分離機が一定の大きさを超える貫流ボイラーについては、圧力や伝熱面積が小さくても小型ボイラーに該当せず、一般のボイラーの規制を受ける。

（3）簡易ボイラー

① 定義

簡易ボイラーは、蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるものをいう（労働安全衛生法施行令第 13 条第 25 号）。

イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が 0.5 m²以下のもの又は胴の内径が 200mm 以下で、かつ、その長さが 400mm 以下のもの

ロ ゲージ圧力 0.3MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が 0.0003 m³以下のもの

ハ 伝熱面積が 2 m²以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が 25mm 以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力 0.05MPa 以下で、かつ、内径が 25mm 以上の U 形立管を蒸気部に取り付けたもの

ニ ゲージ圧力 0.1MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 4 m²以下のもの

ホ ゲージ圧力 1MPa 以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が 150mm を超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が 5 m²以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 200mm 以下で、かつ、その内容積が 0.02 m³以下のものに限る。）

ヘ 内容積が 0.004 m³以下の貫流ボイラー（管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力を MPa で表した数値と内容積を m³で表した数値との積が 0.02 以下のもの

② 適用範囲と規制

小型ボイラーよりさらに小規模のボイラーであり、さらに危険度が低いため、小

型ボイラーは別の一層緩い規制を受ける。

具体的には、簡易ボイラーに対しては、行政官庁による検査又は検定は行われませんが、簡易ボイラー等構造規格（昭和 50 年労働省告示第 65 号）の簡易ボイラーに関する規定（水圧試験、安全弁等及び表示の規格）の適用を受け、構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止される（法第 42 条、施行令第 13 条第 3 項第 25 号、法第 20 条・第 27 条第 1 項、労働安全衛生規則第 27 条）。また、その溶接業務については特別・普通ボイラー溶接士であることを要せず、ボイラー取扱作業主任者の選任にあたっては簡易ボイラーの伝熱面積は算入しない等一定の規制が除外されている。

なお、簡易ボイラー等とは、簡易ボイラーと（7）の（簡易）容器を合わせた概念である。

（4） 第一種圧力容器

① 定義

圧力容器の本質的な定義は、大気圧を超える圧力の蒸気又は熱媒又は大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器である。

特定機械等の規制を受ける第一種圧力容器の定義は、次に掲げる容器（ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する容器で、内容積が 0.04 m³以下のもの又は胴の内径が 200mm 以下で、かつ、その長さが 1,000mm 以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力を MPa で表した数値と内容積を m³で表した数値との積が 0.004 以下の容器を除く。）をいう（労働安全衛生法施行令第 1 条第 5 号）。

イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によって蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ニ イからハマまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器

② 適用範囲と規制

圧力容器とは、ボイラーを含まないいわゆる火なし圧力容器である。圧力容器のうち第一種圧力容器とは、内部に液体を保有する場合は大気圧における沸点を超える温度の液体を内部に有する容器であり、ボイラーの気水ドラムと同様に破裂の危険性を有している。また、作用面でみると、容器の内部において煮沸、加熱、反応等の操作が行われ、その結果として内容物の出し入れ、蒸気が発生等の危険を伴うものである。

第一種圧力容器はその作用により次の 4 種類に分類される。

- (i) 加熱器・・・蒸気その他の熱媒により固体または液体を加熱する容器（蒸煮器、殺菌器、精錬器等）で多管式、コイル式等の間接加熱式のものも含まれる
- (ii) 反応器・・・化学反応、原子核反応等により内部に蒸気が発生する容器（反応器、原子力関係容器等）
- (iii) 蒸発器・・・液体の成分を分離するため、これを加熱し、その蒸気を生じさせる容器（蒸発器、蒸留器等）
- (iv) アキュムレータ・・・大気圧における沸点を超える温度の液体を内部に保有する容器（スチーム・アキュムレータ、フラッシュ・タンク等）

第一種圧力容器の範囲は、ボイラーと同様に、本体及び本体に付設された直近の弁並びにこの弁と本体との間にある管と解される。なお、弁がない場合は、直近のフランジまでがその範囲となる。

第一種圧力容器については、ボイラーと同様に破裂等による極めて高い危険性を有する設備であるため、厳格な規格である圧力容器構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 196 号）の第 1 編「第一種圧力容器構造規格」が適用されるとともに、製造許可、溶接検査、構造検査、設置届、落成検査、性能検査、変更検査、休止・廃止の報告、使用再開検査、使用検査、作業主任者の選任、定期自主検査、使用に係る安全確保措置等のボイラーに準じた厳しい規制を受ける（法第 14 条、第 20 条、第 37 条～第 41 条、第 45 条、第 88 条等）。

(5) 小型圧力容器

① 定義

小型圧力容器は、圧力容器のうち次に掲げる容器をいう（労働安全衛生法施行令第 1 条第 6 号）。

イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する容器で、内容積が 0.2 m³以下のもの又は胴の内径が 500mm 以下で、かつ、その長さが 1,000mm 以下のもの

ロ その使用する最高のゲージ圧力を MPa で表した数値と内容積を m³で表した数値との積が 0.02 以下の容器

② 適用範囲と規制

小型圧力容器は、圧力容器のうち低圧、小型のものを指し、高圧、大型の第一種圧力容器に比べ危険度が低いため、一般の第一種圧力容器とは別の緩い規制を受ける。

具体的には、小型圧力容器に対しては、小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格（昭和 50 年労働省告示第 84 号）の第 2 章「小型圧力容器構造規格」が適用され、製造者又は輸入者は行政官庁又は登録個別検定機関による個別検定を受けなければならない、個別検定に合格した表示がなければ使用が禁止される（法第 44 条、施行令第 14 条第 4 号）。また、構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止されている（法第 42 条、別表第 2 第 4 号、法第 20 条・第 27 条第 1 項、

安衛則第 27 条)。そのほか、使用にあたっては、定期自主検査等が義務付けられる (法第 45 条)。

(6) 第二種圧力容器

① 定義

第二種圧力容器は、ゲージ圧力 0.2MPa 以上の気体をその内部に保有する容器 (第一種圧力容器を除く。)のうち、次に掲げる容器をいう (労働安全衛生法施行令第 1 条第 7 号)。

イ 内容積が 0.04 m³以上の容器

ロ 胴の内径が 200mm 以上で、かつ、その長さが 1,000mm 以上の容器

② 適用範囲と規制

第二種圧力容器は、内部に圧縮気体を保有するものであり、内部に液体と気体が共存している場合はその液体の温度が大気圧における沸点以下のものに限る。そのため、その危険性は、容器の一部に欠陥があり開口部を生じても、内部の気体が急激に噴出する程度にとどまり、破裂の危険性を有する第一種圧力容器に比べて低い。したがって、第二種圧力容器の規制は、第一種圧力容器とは別の緩い規制を受ける。

具体的には、第二種圧力容器は、圧力容器構造規格 (平成 15 年厚生労働省告示第 196 号) の第 2 編「第二種圧力容器構造規格」が適用され、製造者又は輸入者は行政官庁又は登録個別検定機関による個別検定を受けなければならない、個別検定に合格した表示がなければ使用が禁止される (法第 44 条、施行令第 14 条第 2 号)。

また、構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止される (法第 42 条、別表第 2 第 2 号、法第 20 条・第 27 条第 1 項、労働安全衛生規則第 27 条)。そのほか、使用にあたっては、定期自主検査等が義務付けられる (法第 45 条)。

(7) (簡易) 容器

① 定義

・ 施行令第 1 条第 5 号イからニまでに掲げる容器のうち、第一種圧力容器以外のもの (ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する容器で内容積が 0.01 m³以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力を MPa で表した数値と内容積を m³で表した数値との積が 0.001 以下の容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。) (労働安全衛生法施行令第 13 条第 26 号)

・ 大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器 (施行令第 1 条第 5 号イからニまでに掲げる容器、第二種圧力容器及び第 7 号に掲げるアセチレン発生器を除く。)で、内容積が 0.1 m³を超えるもの (船舶安全法の適用を受ける

船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)(労働安全衛生法施行令第13条第27号)

② 適用範囲と規制

(簡易)容器は、大気圧における沸点を超える温度の液体を内部に有する容器という意味では第一種圧力容器や小型圧力容器と同じであるが、小型圧力容器よりも低圧、小型でさらに危険度が低いため、小型圧力容器とは別の一層緩い規制を受ける。

具体的には、(簡易)容器に対しては、行政官庁による検査又は検定は行われませんが、簡易ボイラー等構造規格(昭和50年労働省告示第65号)の(簡易)容器に関する規定(水圧試験、安全弁等及び表示の規格)の適用を受け、構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止される(法第42条、施行令第13条第3項第26号・第27号、法第20条・第27条第1項、労働安全衛生規則第27条)。

(8) 伝熱面積

① 定義

伝熱面積の本質的な定義は、熱を伝える壁面(水管、煙管、炉筒等の燃焼ガスのさらされる面)の広さである。ボイラーの蒸気又は温水の発生能力は、この伝熱面積に左右される。

伝熱面積の算定方法は、次の各号に掲げるボイラーについて、当該各号に定める面積をもつて算定するものとする(ボイラー及び圧力容器安全規則第2条)。

一 水管ボイラー及び電気ボイラー以外のボイラー 火気、燃焼ガスその他の高温ガス(以下「燃焼ガス等」という。)に触れる本体の面で、その裏面が水又は熱媒に触れるものの面積(燃焼ガス等に触れる面にひれ、スタッド等を有するものにあつては、当該ひれ、スタッド等について次号ロからへまでを準用して算定した面積を加えた面積)

二 貫流ボイラー以外の水管ボイラー 水管及び管寄せの次の面積を合計した面積

イ 水管(口からチまでに該当する水管を除く。)又は管寄せでその全部又は一部が燃焼ガス等に触れるものにあつては、燃焼ガス等に触れる面の面積

ロ ひれが長手方向に取り付けられており、かつ、ひれの両面が燃焼ガス等に触れる水管にあつては、ひれの片面の面積に次の表の上欄に掲げるひれの区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た面積を管の外周の面積に加えた面積

ひれの区分	係数
両面に放射熱をうけるもの	1.0
片面に放射熱、他面に接触熱をうけるもの	0.7

両面に接触熱をうけるもの	0.4
--------------	-----

ハ ひれが長手方向に取り付けられており、かつ、ひれの片面が燃焼ガス等に触れる水管にあつては、ひれの片面の面積に次の表の上欄に掲げるひれの区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た面積を管の外周のうち燃焼ガス等に触れる部分の面積に加えた面積

ひれの区分	係数
放射熱をうけるもの	0.5
接触熱をうけるもの	0.2

ニ ひれが円周方向又はスパイラル状に取り付けられている水管にあつては、ひれの片面の面積（スパイラル状のひれにあつては、ひれの巻数を円周方向のひれの枚数として円周方向に取り付けられているひれとみなして算定した面積）の20%の面積を管の外周の面積に加えた面積

ホ 耐火れんがによっておおわれた水管にあつては、管の外側の壁面に対する投影面積

ヘ 耐火物によっておおわれているスタッドチューブで、壁に配置してあるものにあつては管の外周の面積の二分の一の面積、その被覆物の全周が燃焼ガス等に触れるものにあつては管の外周の面積

ト 燃焼ガス等に触れるスタッドチューブにあつては、スタッドの側面の面積の15%の面積を管の外周の面積に加えた面積

チ ベーレー式水壁にあつては、燃焼ガス等に触れる面の面積

三 貫流ボイラー 燃焼室入口から過熱器入口までの水管の燃焼ガス等に触れる面の面積

四 電気ボイラー 電力設備容量 20kw を 1 m²とみなしてその最大電力設備容量を換算した面積

② 適用範囲と規制

ボイラーにおける熱伝導は、まず燃料の燃焼によって生じた熱が放射・接触伝熱により水管・煙管・炉筒等に伝わり、次いで水管・煙管・炉筒等の材料を通じた伝導により水側に伝わり、その後水の対流によりボイラー水の温度が上昇する仕組みである。よって、ボイラーによる蒸気・温水の発生能力は熱を伝える壁面の広さである伝熱面積により左右される。

したがって、ボイラーの規制の強弱を決める目安として、この伝熱面積が重要な指標として用いられる。具体的には、ボイラー取扱作業主任者の選任対象やボイラーの取扱い業務の就業制限の範囲、小型ボイラーの適用範囲、適用除外のボイラーの範囲等に用いられている。

2 クレーン等安全規則

(1) クレーン

① 定義

クレーンの本質的な定義は、荷を動力を用いてつり上げ、およびこれを水平に運搬することを目的とする機械装置である(昭和47年9月18日基発第602号通達)。

② 適用範囲と規制

荷のつり上げのみを行う機械装置はクレーンではなく、また、荷のつり上げを人力で行う機械装置は、荷の水平移動を動力で行ったとしてもクレーンには該当せず、反対に荷のつり上げを動力で行うならば、たとえ荷の水平移動は人力で行ったとしてもクレーンに該当する。

移動式クレーンと区別する観点では、クレーンは定置されたもの又はレール上等の限定された場所を移動する形式のものである。また、構造的には、クレーンは、ガーダ、ジブ等の構造部分、つり荷をつり上げる巻上装置やトロリを移動させる横行装置、クレーンを移動させる走行装置等の機械部分、つり具、安全装置、運転室等の付属部分から構成される。

クレーンは、その用途に適するように様々な構造、形状のものがあるが、その構造、形状および用途によって、一般に次のように分類される。

- (i) 天井クレーン・・・ランウェイのレール上を走行するガーダにトロリを有するクレーン
- (ii) ジブクレーン・・・ジブから荷をつるクレーン
- (iii) 橋形クレーン・・・レール上を走行する脚をつけたけたにトロリ等を有するクレーン
- (iv) アンローダ・・・ばら荷陸揚げ専用でホッパー、コンベヤ等を有するクレーン
- (v) ケーブルクレーン・・・相対する塔の間に張られたロープ上をトロリが横行するクレーン
- (vi) テルハ・・・固定構造物に取り付けた軌道に沿ってトロリ等が移動するクレーン
- (vii) スタッカークレーン・・・直立したガイドフレームに沿って上下するフォーク等を有し、倉庫等の棚への荷の出し入れに使用されるクレーン

クレーンは重量物を高速で運搬する装置であり、装置自体の欠陥等による本体の損壊、ワイヤロープの破断、運転技能の未熟による荷振れ等により甚大な被害を生じ得る極めて危険性の高い装置である。

そのため、クレーンは厳格な規格であるクレーン構造規格(平成7年労働省告示第134号)が適用されるとともに、つり上げ荷重3トン以上のものは製造許

可、設置届、落成検査、性能検査、変更検査、休止・廃止の報告、使用再開検査、使用検査、クレーン運転士免許所持者等による就業制限（つり上げ荷重 5 トン以上のもの）、定期自主検査、使用に係る安全確保措置等の厳しい規制を受ける（法第 20 条、第 37 条～第 41 条、第 45 条、第 61 条、第 88 条等）。なお、つり上げ荷重 0.5 トン以上 3 トン未満のクレーンについては、行政官庁による検査は行われませんが、クレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号）の適用を受け、構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止される（法第 42 条、施行令第 13 条第 3 項第 14 号、法第 20 条・第 27 条第 1 項、労働安全衛生規則第 27 条）。そのほか、使用にあたっては、設置報告、特別教育、定期自主検査、安全確保措置等が義務付けられる（法第 20 条・第 45 条・59 条・100 条）。

（2）移動式クレーン

① 定義

移動式クレーンの本質的な定義は、原動機を内蔵し、かつ、不特定の場所に移動させることができるクレーンである（労働安全衛生法施行令第 1 条第 5 号）。

② 適用範囲と規制

移動式クレーンは、自走クレーンとも呼ばれ、上部旋回体（クレーンの機能を有する部分）と下部走行体（上部旋回体を搭載し走行する部分）から構成される。

移動式クレーンは、その用途に適するように様々な構造、形状のものがあるが、その構造、形状および用途によって、一般に次のように分類される。

- （i）トラッククレーン・・・タイヤで走行する台車の上にクレーン装置（上部旋回体）を架装し、走行用の運転室とクレーン操作の運転室が別に設置された形式のもの
- （ii）ホイールクレーン・・・タイヤで走行する台車の上にクレーン装置（上部旋回体）を架装し、1つの運転室で走行とクレーン操作が行える形式のもの
- （iii）クローラクレーン・・・履帯（クローラ）を巻いて走行する台車の上にクレーン装置（上部旋回体）を架装した形式のもの
- （iv）鉄道クレーン・・・鉄道のレール上を走行する車輪を有した台車の上にクレーン装置（上部旋回体）を架装した形式のもの
- （v）浮きクレーン・・・長方形の箱形等の台船上にクレーン装置を搭載した形式のもの

移動式クレーンは重量物を高速で運搬し、かつ、地面に固定されておらず移動が可能な装置である。そのため、クレーンの有する危険性に加えて、不安定で転倒する危険性も有し、甚大な被害を生じ得る極めて危険性の高い装置であ

る。

そのため、移動式クレーンは厳格な規格である移動式クレーン構造規格（平成7年労働省告示第135号）が適用されるとともに、つり上げ荷重3トン以上のものは製造許可、製造検査、設置報告、性能検査、変更検査、休止・廃止の報告、使用再開検査、使用検査、移動式クレーン運転士免許所持者等による就業制限（つり上げ荷重5トン以上のもの）、定期自主検査、使用に係る安全確保措置等の厳しい規制を受ける（法第20条、第37条～第41条、第45条、第61条、第88条等）。

なお、つり上げ荷重0.5トン以上3トン未満の移動式クレーンについては、行政官庁による検査は行われませんが、移動式クレーン構造規格（平成7年労働省告示第135号）の適用を受け、構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止される（法第42条、施行令第13条第3項第15号、法第20条・第27条第1項、労働安全衛生規則第27条）。そのほか、使用にあたっては、設置報告、特別教育、定期自主検査、安全確保措置等が義務付けられる（法第20条・第45条・59条・100条）。

（3）デリック

① 定義

デリックの本質的な定義は、荷を動力を用いてつり上げることを目的とする機械装置であって、マストまたはブームを有し、原動機を別置し、ワイヤロープにより操作されるものである（昭和47年9月18日基発第602号通達）。

② 適用範囲と規制

デリックには、荷の水平移動は必ずしも必要条件ではなく、荷を水平に運搬することができるものとできないものがある。

デリックは、マスト、ジブ等の構造部分、巻上装置、ジブの起伏旋回装置等の機械装置、巻上用ワイヤロープ、つり具及び安全装置から構成される。

デリックは、その用途に適するように様々な構造、形状のものがあるが、その構造、形状によって、一般に次のように分類される。

- （i）ガイドリック・・・1本の直立したマスト（頂部をガイロープで支持）と、その根元にピン結合されたブームで構成されており、デリック本体から離れた位置に据えつけられたウインチにより巻上げ、起伏、旋回の操作を行う
- （ii）スチフレッグデリック・・・後方から2本の支柱で支えたマスト頂部とマスト下部にピンで結合されたブームで構成され、デリック本体から離れた位置に据えつけられたウインチにより巻上げ、起伏、旋回の操作が行う
- （iii）鳥居形デリック・・・2本のマストの頂部を横ばりにつなぎ、これを数本のガイロープで支え、別に据えつけられたウインチにより巻上げ、起伏

の操作を行う

(iv) ジンポールデリック・・・1本のマストとこの頂部を支えるガイロープで構成され、別に据えつけられたウインチにより巻上げの操作を行う

デリックはクレーンと同様に重量物を高速で運搬する装置であり、装置自体の欠陥等による本体の損壊、ワイヤロープの破断、運転技能の未熟による荷振れ等により甚大な被害を生じ得る極めて危険性の高い装置である。

そのため、デリックは厳格な規格であるデリック構造規格（昭和37年労働省告示第55号）が適用されるとともに、つり上げ荷重2トン以上のものは製造許可、設置届、落成検査、性能検査、変更検査、休止・廃止の報告、使用再開検査、使用検査、クレーン・デリック運転士免許所持者等による就業制限（つり上げ荷重5トン以上のもの）、定期自主検査、使用に係る安全確保措置等の厳しい規制を受ける（法第20条、第37条～第41条、第45条、第61条、第88条等）。

なお、つり上げ荷重0.5トン以上2トン未満のデリックについては、行政官庁による検査は行われませんが、デリック構造規格（昭和37年労働省告示第55号）の適用を受け、構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止される（法第42条、施行令第13条第3項第16号、法第20条・第27条第1項、労働安全衛生規則第27条）。そのほか、使用にあたっては、設置報告、特別教育、定期自主検査、安全確保措置等が義務付けられる（法第20条・第45条・59条・100条）。

(4) エレベーター

① 定義

エレベーターの本質的な定義は、人および荷（人または荷のみの場合を含む。）をガイドレールに沿って昇降する搬器にのせて、動力を用いて運搬することを目的とする機械装置である（昭和47年9月18日基発第602号通達）。

② 適用範囲と規制

エレベーターは、上記の定義のほか、労働安全衛生法施行令第1条第9号により労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第5号までに掲げる事業（製造業、鉱業、建設業、運送業、貨物取扱業）の事業場に設置されるものに限るものとし、せり上げ装置、船舶安全法（昭和8年法律第11号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものを除くという適用範囲の限定がなされている。

エレベーターは、その用途に適するように様々な構造、形状のものがあるが、その構造、形状および用途によって、一般に次のように分類される。

(i) 常設エレベーター・・・常設エレベーターには、積載するものにより乗用、人荷用、荷物用等に区分され、また、駆動方式によりロープ式、油圧式、ラック

式に分類される。

- (ii) 工事中用エレベーター・・・中高層建築物の建設時に一時的に設置される工事中用エレベーターは、ロングスパン工事中用エレベーターとそれ以外の工事中用エレベーターに区分され、また、駆動方式によりロープ式、油圧式、ラック式に分類される。

エレベーターは人又は荷を相当な速さで上昇・下降する装置であり、エレベーターの不具合により甚大な被害を生じ得る極めて危険性の高い装置である。

そのため、エレベーターは厳格な規格であるエレベーター構造規格（平成5年労働省告示第91号）が適用されるとともに、積載荷重1トン以上のものは製造許可、設置届、落成検査、性能検査、変更検査、休止・廃止の報告、使用再開検査、使用検査、定期自主検査、使用に係る安全確保措置等の厳しい規制を受ける（法第20条、第37条～第41条、第45条、第88条等）。

なお、つり上げ荷重0.25トン以上1トン未満の移動式クレーンについては、行政官庁による検査は行われませんが、エレベーター構造規格（平成5年労働省告示第91号）の適用を受け、構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止される（法第42条、施行令第13条第3項第17号、法第20条・第27条第1項、労働安全衛生規則第27条）。そのほか、使用にあたっては、設置報告、定期自主検査、安全確保措置等が義務付けられる（法第20条・第45条・100条）。

(5) 建設用リフト

① 定義

建設用リフトの定義は、荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、土木、建築等の工事の作業に使用されるもの（ガイドレールと水平面との角度が80度未満のスキップホイストを除く。）である（労働安全衛生法施行令第1条第10号）。

② 適用範囲と規制

建設用リフトは、その用途に適するように様々な構造、形状のものがあるが、その構造、形状および用途によって、一般にタワーリフト、2本構リフト、1本構リフト、ロングスパン建設用リフトに分類される。

建設用リフトは荷を相当な速さで上昇・下降する装置であり、建設用リフトの不具合により大きな被害を生じ得る危険性の高い装置である。

そのため、建設用リフトは厳格な規格である建設用リフト構造規格（昭和37年労働省告示第58号）が適用されるとともに、ガイドレールの高さが18m以上のものは製造許可、設置届、落成検査、変更検査、廃止の報告、定期自主検査、使用に係る安全確保措置等の厳しい規制を受ける（法第20条、第37条～第41条、第45条、第88条等）。

なお、ガイドレールの高さが10m以上18m未満の建設用リフトについては、行

政官庁による検査は行われませんが、建設用リフト構造規格（昭和 37 年労働省告示第 58 号）の適用を受け、構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止される（法第 42 条、施行令第 13 条第 3 項第 18 号、法第 20 条・第 27 条第 1 項、労働安全衛生規則第 27 条）。そのほか、使用にあたっては、定期自主検査、安全確保措置等が義務付けられる（法第 20 条・第 45 条）。

（6）簡易リフト

① 定義

簡易リフトの定義は、エレベーター（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 第 1 号から第 5 号までに掲げる事業の事業場に設置されるものに限るものとし、せり上げ装置、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものを除く。以下同じ。）のうち、荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器の床面積が 1 m² 以下又はその天井の高さが 1.2m 以下のもの（次号の建設用リフトを除く。）である（労働安全衛生法施行令第 1 条第 9 号）。

② 適用範囲と規制

簡易リフトは、荷のみを運搬するエレベーターという意味では建設用リフトと同じであるが、建設用リフトよりも小型でさらに危険度が低いため、建設用リフトとは別の一層緩い規制を受ける。

具体的には、簡易リフトに対しては、行政官庁による検査又は検定は行われませんが、簡易リフト構造規格（昭和 37 年労働省告示第 57 号）の適用を受け、積載荷重が 0.25t 以上のものについては構造規格を具備しなければ、譲渡、貸与、設置又は使用が禁止される（法第 42 条、施行令第 13 条第 3 項第 19 号、法第 20 条・第 27 条第 1 項、労働安全衛生規則第 27 条）。そのほか、使用にあたっては、設置報告、定期自主検査等が義務付けられる（法第 45 条・100 条）。

（7）つり上げ荷重

① 定義

つり上げ荷重の定義は、クレーン（移動式クレーンを除く。以下同じ。）、移動式クレーン又はデリックの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重である（労働安全衛生法施行令第 10 条第 1 号）。

② 適用範囲と規制

クレーン、移動式クレーン、デリックの危険性は、基本的に荷をつり上げる能力であるつり上げ荷重によって左右される。

したがって、クレーン、移動式クレーン、デリックの規制の強弱を決める目安として、このつり上げ荷重が重要な指標として用いられる。具体的には、製造許可・検査の対象範囲、運転業務の就業制限・特別教育の範囲、適用除外の範囲等に用いられている。また、クレーン、移動式クレーン、デリックの設計、検査の荷重

試験の荷重の値、使用時の過負荷制限等に用いられる。

(8) 積載荷重

① 定義

積載荷重の定義は、エレベーター（簡易リフト及び建設用リフトを除く。以下同じ。）、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に人又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重である（労働安全衛生法施行令第12条第5号）。

② 適用範囲と規制

エレベーターの危険性は、基本的に人又は荷をのせて上昇させる能力の上限値である積載荷重によって左右される。

したがって、エレベーターの規制の強弱を決める目安として、この積載荷重が重要な指標として用いられる。具体的には、製造許可・検査の対象範囲、適用除外の範囲等に用いられている。また、エレベーターの設計、検査の荷重試験の荷重の値、使用時の過負荷制限等に用いられる。

3 ゴンドラ安全規則

(1) ゴンドラ

① 定義

ゴンドラの本質的な定義は、つり足場及び昇降装置その他の装置並びにこれらに附属する物により構成され、当該つり足場の作業床が専用の昇降装置により上昇し、又は下降する設備である（労働安全衛生法施行令第1条第11号）。

② 適用範囲と規制

ゴンドラは、作業床が専用の昇降装置によって上昇又は下降するつり足場である。ゴンドラは、ワイヤロープ等によってつり下げられた作業床、作業床の昇降装置、巻過ぎ防止装置、制動装置等により構成される。

ゴンドラは、使用目的、設置場所に応じて様々な構造、形状のものがあるが、一般に用途による分類と、構造による分類の2通りの分類がある。用途による分類は、ビルの屋上等に常設されている常設型と、作業を行う期間中のみ設置し作業の終了後他の場所に移動する可搬型とに分けられる。また、構造による分類は、ゴンドラの種類表に示される種類（アーム固定式、アーム俯仰型、懸乗型、デッキ型、チェア型）に大別され、さらに種類に応じて、走行の形式（軌道式、無軌道式、定置式）、作業床の形（ゲージ式、デッキ式、チェア式）式及びアームの運動（伸縮、先端旋回、元旋回）により分類される。

ゴンドラは高所からつりさげた作業床上に人をのせて動力で昇降する装置であるので、ゴンドラ自体の不具合により甚大な被害を生じ得る極めて危険性の高い装置である。

そのため、ゴンドラは厳格な規格であるゴンドラ構造規格（平成 6 年労働省告示第 26 号）が適用されるとともに、製造許可、製造検査、設置届、性能検査、変更検査、休止・廃止の報告、使用再開検査、使用検査、特別教育、定期自主検査、使用に係る安全確保措置等の厳しい規制を受ける（法第 20 条、第 37 条～第 41 条、第 45 条、第 59 条、第 88 条等）。

（2）積載荷重

① 定義

積載荷重の定義は、次のとおりである（ゴンドラ安全規則第 1 条第 2 号）。

イ アームを有するゴンドラにあつてはアームを最小の傾斜角にした状態において、その構造上作業床に人又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいい、アームを有しないゴンドラにあつてはその構造上作業床に人又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。

ロ 下降のみに使用されるゴンドラにあつては、その構造上作業床に人又は荷をのせることができる最大の荷重をいう。

② 適用範囲と規制

ゴンドラの危険性は、基本的に人又は荷をのせて上昇させる能力の上限値である積載荷重によって左右される。

積載荷重はゴンドラ的设计、検査の荷重試験の荷重の値、使用時の過負荷制限等に用いられる。

V 適用の対象、適用の除外・特例・例外等

特別安全規則の規制対象機械の適用の対象、適用の除外・特例・例外等は、次のとおりである。

1 ボイラー及び圧力容器安全規則

（1）ボイラー

① 適用の対象

適用の対象は、IVの1の（1）の①のボイラーの定義に該当するものである。

② 適用の除外・特例・例外（労働安全衛生法施行令第 12 条第 1 号）

特定機械等のボイラーは、ボイラーのうち小型ボイラー並びに船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の適用を受けるものが適用除外される。

（2）小型ボイラー

① 適用の対象

適用の対象は、IVの1の（2）の①の小型ボイラーの定義に該当するものである。

② 適用の除外・特例・例外（労働安全衛生法施行令第 14 条第 3 号）

小型ボイラーは、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業

法の適用を受けるものが適用除外される。

(3) 簡易ボイラー

① 適用の対象

適用の対象は、IVの1の(3)の①の簡易ボイラーの定義に該当するものである。

② 適用の除外・特例・例外（労働安全衛生法施行令第13条第25号）

簡易ボイラーは、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものが適用除外される。

(4) 第一種圧力容器

① 適用の対象

適用の対象は、IVの1の(4)の①の第一種圧力容器の定義に該当するものである。

② 適用の除外・特例・例外（労働安全衛生法施行令第12条第2号）

特定機械等の第一種圧力容器は、第一種圧力容器のうち小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の適用を受けるものが適用除外される。

(5) 小型圧力容器

① 適用の対象

適用の対象は、IVの1の(5)の①の小型圧力容器の定義に該当するものである。

② 適用の除外・特例・例外（労働安全衛生法施行令第14条第4号）

小型圧力容器は、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものが適用除外される。

(6) 第二種圧力容器

① 適用の対象

適用の対象は、IVの1の(6)の①の第二種圧力容器の定義に該当するものである。

② 適用の除外・特例・例外（労働安全衛生法施行令第14条第2号）

小型圧力容器は、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものが適用除外される。

(7) (簡易)容器

① 適用の対象

適用の対象は、IVの1の(7)の①の(簡易)容器の定義に該当するものである。

② 適用の除外・特例・例外（労働安全衛生法施行令第13条第26号・第27号）

(簡易)容器は、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものが適用除外される。

2 クレーン等安全規則

(1) クレーン

① 適用の対象

適用の対象は、IVの2の(1)の①のクレーンの定義に該当するものである。

② 適用の除外・特例・例外（クレーン等安全規則第2条第1号、労働安全衛生法施行令第12条第3号・第13条第3項第14号）

クレーンのうちつり上げ荷重が0.5トン未満のものは、クレーン等安全規則の適用から除外されるとともに、クレーン構造規格を具備すべき義務の適用を除外される。なお、特定機械等のクレーンは、つり上げ荷重が3トン以上（スタッカー式クレーンにあっては1トン以上）のものに適用が限定される。

(2) 移動式クレーン

① 適用の対象

適用の対象は、IVの2の(2)の①の移動式クレーンの定義に該当するものである。

② 適用の除外・特例・例外（クレーン等安全規則第2条第1号、労働安全衛生法施行令第12条第4号・第13条第3項第15号）

移動式クレーンのうちつり上げ荷重が0.5トン未満のものは、クレーン等安全規則の適用から除外されるとともに、移動式クレーン構造規格を具備すべき義務の適用を除外される。

なお、特定機械等の移動式クレーンは、つり上げ荷重が3トン以上のものに適用が限定される。

(3) デリック

① 適用の対象

適用の対象は、IVの2の(3)の①のデリックの定義に該当するものである。

② 適用の除外・特例・例外（クレーン等安全規則第2条第1号、労働安全衛生法施行令第12条第5号・第13条第3項第16号）

デリックのうちつり上げ荷重が0.5トン未満のものは、クレーン等安全規則の適用から除外されるとともに、デリック構造規格を具備すべき義務の適用を除外される。なお、特定機械等のデリックは、つり上げ荷重が2トン以上のものに適用が限定される。

(4) エレベーター

① 適用の対象

適用の対象は、IVの2の(4)の①のエレベーターの定義に該当するものである。

② 適用の除外・特例・例外（労働安全衛生法施行令第1条第9号・第12条第6号・第13条第3項第17号、クレーン等安全規則第2条第2号）

エレベーターは、労働安全衛生法施行令第1条第9号により労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第5号までに掲げる事業（製造業、鉱業、建設業、

運送業、貨物取扱業)の事業場に設置されるものに適用が限定され、せり上げ装置、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものは適用が除外される。

エレベーターのうちつり上げ荷重が0.25トン未満のものは、クレーン等安全規則の適用から除外されるとともに、エレベーター構造規格を具備すべき義務の適用を除外される。

なお、特定機械等のエレベーターは、積載荷重が1トン以上のものに適用が限定される。

(5) 建設用リフト

① 適用の対象

適用の対象は、IVの2の(5)の①の建設用リフトの定義に該当するものである。

②適用の除外・特例・例外(クレーン等安全規則第2条第2号・第3号、労働安全衛生法施行令・第13条第3項第19号・第12条第7号・第13条第3項第18号)

建設用リフトは、エレベーターと同様に、労働安全衛生法施行令第1条第9号により労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第5号までに掲げる事業(製造業、鉱業、建設業、運送業、貨物取扱業)の事業場に設置されるものに適用が限定され、せり上げ装置、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものは適用が除外される。

建設用リフトのうちつり上げ荷重が0.25トン未満のもの及び0.25トン以上でガイドレールの高さが10m未満のものは、クレーン等安全規則の適用から除外される。また、ガイドレールの高さが10m未満のものは建設用リフト構造規格を具備すべき義務の適用を除外される。

なお、特定機械等の建設用リフトはガイドレールの高さが18m以上のものに適用が限定される。

(6) 簡易リフト

① 適用の対象

適用の対象は、IVの2の(6)の①の簡易リフトの定義に該当するものである。

②適用の除外・特例・例外(クレーン等安全規則第2条第2号、労働安全衛生法施行令第1条第9号・第13条第3項第19号・第14条第2号)

簡易リフトは、エレベーターと同様に、労働安全衛生法施行令第1条第9号により労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第5号までに掲げる事業(製造業、鉱業、建設業、運送業、貨物取扱業)の事業場に設置されるものに適用が限定され、せり上げ装置、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものは適用が除外される。簡易リフトのうちつり上げ荷重が0.25トン未満のものは、クレーン等安全規則の適用から除外されるとともに、簡易リフト構造規格を具備すべき義務の適用を除外される。

3 ゴンドラ安全規則

(1) ゴンドラ

① 適用の対象

適用の対象は、IVの3の(1)の①のゴンドラの定義に該当するものである。

② 適用の除外・特例・例外

ゴンドラについては、適用除外等はない。

VI その他

【引用文献】

- 1) 中央労働災害防止協会：安全衛生運動史，中央労働災害防止協会，162p
- 2)